

# 福島学院大学研究紀要

vol.64

## 【学術論文】

- |   |      |    |
|---|------|----|
| 悲嘆の心的過程と故人との出会いなおしを求めている邦画「あなたへ」  | 渡邊 勉 | 4  |
| 福島県内の全 59 市町村における公文書管理の現況と改革の提案<br>—東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の記録を将来への教訓に生かすために— | 安田信二 | 14 |

## 【研究ノート】

- |                          |           |    |
|--------------------------|-----------|----|
| SDQ を用いた 5 歳児健康相談事業の取り組み | 小野舟瑛・野村昂樹 | 28 |
|--------------------------|-----------|----|

SUMMARY  
STUDY  
REPORTS

2023A

福島学院大学

福祉学部・短期大学部



# 福島学院大学研究紀要

---

vol.64

福島学院大学

福祉学部・短期大学部

SUMMARY  
STUDY  
REPORTS

| 2023A



## 目 次

### 【学術論文】

- |   |      |    |
|---|------|----|
| 悲嘆の心的過程と故人との出会いなおしを求めている邦画「あなたへ」  | 渡邊 勉 | 4  |
| 福島県内の全 59 市町村における公文書管理の現況と改革の提案<br>ー東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の記録を将来への教訓に生かすためにー | 安田信二 | 14 |

### 【研究ノート】

- |                          |           |    |
|--------------------------|-----------|----|
| SDQ を用いた 5 歳児健康相談事業の取り組み | 小野舟瑛・野村昴樹 | 28 |
|--------------------------|-----------|----|

### 執筆者所属

- |      |                  |
|------|------------------|
| 渡邊 勉 | 福祉学部福祉心理学科 教授    |
| 安田信二 | 短期大学部情報ビジネス学科 教授 |
| 小野舟瑛 | 短期大学部保育学科 講師     |
| 野村昴樹 | 総合診療センターひなが      |

【学術論文】

## 悲嘆の心的過程と故人との出会いなおしを求めている邦画「あなたへ」

渡邊 勉\*

要約：

大切な人と死別する体験は嘆きの強度・質もさまざまである。本論は、邦画「あなたへ」を素材として悲嘆の心的過程で故人と出会いなおす意味を検討する。主人公は妻に先立たれ、突然、海洋散骨の遺言を知らされる。本映画には、カウンセラー、医師、宗教者などの専門家は登場しないが、悲嘆は仕方なく出発した旅の途上で出会う人々との関わりによって受けとめられ、心が開かれる。喪の作業、グリーフケア、コミュニティ・アプローチ、ソーシャル・サポートとして専門用語に抽象されるいくつかの原体験を経て、ようやく故人の遺言の真意を見出し、かつて彼が故人に新しい生き方を選ばせた言葉：「自分の時間の流れを止めてはいけない」が最期に贈りかえされたと理解する。相互の人生を決定した言葉を改めて想起することも、出会いなおしではないか。何故に対する答えは、理詰めには探さず、遺された人がこれからの生き方で明らかにできるだけだろう。

キーワード：

悲嘆 対象喪失 ナラティブソーシャル・サポート コミュニティ・アプローチ

英文キーワード：

grief, object loss, narrative, social support, community approach

### 1. はじめに

それぞれの人生の途上で、私たちはさまざまな死別を直接間接に体験する。どれほど大切な人ともいずれ死別する。出会いは別れと対になっているのだから誰にも避けられないことで、多くの人はさまざまに悲嘆の感情を味わう（加賀、津村、2013）。悲嘆とは悲しみ嘆くことであるが、人それぞれに異なる感情とはいえ、人間の普遍的体験である対象喪失（小此木、1979）として共有することも多い。これまで死別後に遺族が体験する悲嘆は、Lindemann（1943）の研究以来、過少でも過剰

でもそれが極端な場合には病的だとみなされ、グリーフケアや医学的治療の対象とされてきた。

それでも、悲嘆の強弱や質に関してこれほど社会・文化・歴史、そして宗教の錯綜した文脈から理解すべき体験はない。実際、死別と悲嘆に職業として関わる人々は、遺された人々には共通性も多いが、それ以上に個別でかつ独自の体験であると強調している（Worden, 2022）。

現在、死別と悲嘆に関する書物入手しようとすると、欧米文化圏で刊行された本の翻訳が多い。多数の遺族と悲嘆をともにした専門家は、悲嘆を乗り越えるための実践的なワーク・プログラムを提案している。これまで体験したことがない深刻な喪失感や悲しみに圧倒されるとしても、どうしたら悲嘆反応をこじらせずにすむか、どうすれば早く立ち直り、元の生活ができるようになる

---

\* 福島学院大学福祉学部福祉心理学科 教授

か、どうすれば落ち込まずにやり過ごせるのか・・・これらの発想は死別もまたストレスフルな体験の一種であり、このようなイベントへの合理的認知的な対処法が中心のようだ。

しかし、悲嘆は誰もが早く乗り越えるべきなのだろうか。吉田（2013）が指摘している違和感を覚える人は少なくないのではないか。かけがえのない故人を心から悼み、死別の悲しみを分かちあうという最も肝心なことを、既製のグリーフ・プログラムによって達成できるのか、と私は疑問に思うからである。本当に、文化や個人差や価値観の違いを十分考えて、悲嘆は乗り越えるべきものと考えているのだろうか。

もとより完成されたプログラムや、標準となるテキストなどは期待できない。心理学のテキストは、個々人の人生観や価値観など社会文化的環境に関する情報を無視したり省略したりしているが、実際に、どれほどの参考になるのだろうか。死別体験は（そのほとんどの場合において、という条件つきでだが）個別性と一回性が強調されなければならない。一人ひとりの悲嘆を妨げない、脅かさない、無責任な慰めを言わないことこそ、遺族へのいたわり（心のケア、として頻出する行為）の本質だと思う。

多くの人は、古き良き時代は去った、超越的絶対者によっては救われないのだ、と失望している。理想的で快適な来世はもはやイメージできず、あの世においてはなく現在の文化的社会的歴史的環境の中で自分ができることをするしかないと言っている。そして生死をめぐる価値観には、個性を尊重する人間中心主義よりも世俗化への傾向が影響している（鈴木岩弓・磯前順一・佐藤弘夫（編）、2018）。しかしそれだけではない。大切な人と死別した後に、遺された人が自らの人生を意味づけたいと願うのは自然な気持ちだろう。

そのような体験の持つ独特なリアリティは、実例よりもナラティブを活用するほうが深く読み取れる場合がある（渡邊、2001）。

ここでいうナラティブとは包括的な概念である。詳しくはそれぞれの専門書に譲るが、「小説を初めとして他のジャンルや様式、つまり叙事詩、連続 TV ドラマ、映画、神話、夢および無意識的なものを含めて、それらが

共有している物語のような性質の等価物」(Morris,1998)を意味する。現代の研究者や思想家は、理性によって普遍的真理に到達できるとは考えていないので、知的分野のさまざまな構造を説明する用語として好んで使っている。最近の臨床心理学や家族療法の分野でも、物語・ナラティブは重要な鍵概念となっている（Crossley,2009）。

そこで本論では、邦画「あなたへ」（2012）を素材とする。大切なパートナーと死別した人が、悲嘆の心的過程において悲嘆の克服よりも故人と「出会いなおし」をする意味を検討したい。

## II 邦画「あなたへ」（2012）<sup>注</sup>

### 1 あらすじ：謎解きの旅の始まり

主人公の倉島英二（63）は富山刑務所の作業技官で、妻洋子（53）に悪性リンパ腫で先立たれる。忌引き休暇中も気を紛らわせようと出勤した時、遺言サポートの会の担当者から突然の訪問を受け、妻が生前に委託していた2通の封筒を示される。1通目を開封すると、絵手紙に遺骨は故郷の海に撒いて下さいとのみ書かれている。墓所への納骨を考えていたが、未知の遺言で海への散骨を望まれるのだ。残りの手紙は、妻の故郷の長崎県平戸の郵便局留めと指示され、本人宛てでもその場では受け取れない。今日投函すると12日以内に郵便局まで行かなければ保管期間が切れ廃棄される仕組みだという。はたしてどんな内容か、何故妻は今になってこのような遺言を届けるのか、倉島は仕方なく謎解きの旅に出ることにする。

倉島は、最初は嘱託の仕事を辞職してから行くつもりだったが、上司（塚本）の配慮で休暇扱いとなり、富山から平戸までキャンピングカーで向かうことにする。もともとこの車は、退職後に妻と一緒にドライブするために凝った内装に改造していた。

ロードムービーという映画のジャンルがある。「主人公が車・列車などで移動するとともに話が展開していく」（広辞苑）。本映画でも、旅の途上でさまざまな人々との出会いといくつものトラブルが待っている。自称元中学教師の杉野、駅弁実演販売の田宮、彼の部下の南原、平戸の食堂の女主人濱崎多恵子、薄香港の漁船の船長大浦らで、彼らとの偶然の出会いと関わりが、妻との死別後

心を閉ざして多くを語らない倉島の心を開いていく。

種田山頭火の句を口ずさむ杉野は、実は車上荒らしの常習犯で、逮捕される現場に巻き込まれたり、どこか憎めない田宮には仕事を手伝わされて家庭の内情を打ち明けられたりもする。また散骨の船の手配を助言してくれた南原も、最初から何か訳あり気な男だ。

ようやく指定の郵便局で2通目を受け取ると、これも絵手紙で、一言「さようなら」とだけ添えられている。折悪しく薄香港には台風が接近中で、散骨を請け負ってくれる船を手配できない。暴風雨で車内に閉じ込められ思案に暮れていると、多恵子から濱崎食堂への避難を勧められる。そして、倉島が多恵子（実は、南原の妻）に、妻が死んでから受け取った遺言の絵手紙を示し、「どうして生きていうちに言わなかったんだろう、女房にとって自分は何だったんだろう、そればかり考えながらここまで来ました」と打ち明ける。すこし間をおいて、多恵子は「夫婦やけて相手のことが全部わかりはしません。奥さんが言わなかった訳なんてどうでもよかじやなかですか。こいば頼りにここまで来たってことで十分じやなかですか」と、返すのだ。

その後の倉島に訪れた心境の変化は、映像ならではのイメージを駆使して象徴的にポエティックに表現されている。すこし寄り道となるが、特に印象的なシーンを2つあげたい。いずれもノベライズ版（森島、2012）とは異なる。意味づけの違いというよりも、迫力ある映像を文字で後追いつけるのはそもそも不可能なのだろう。

最初は、2枚の絵手紙を手放すシーン。

多恵子の言葉は、（現実世界でも心理的世界においても、まさに暴風雨に直撃されて避難していた）倉島を窮屈なこだわりから解き放す。映像はその時の心象風景そのものだ。それまでの激しい嵐は静まって穏やかな日差しの中、偶然通りかかった古ぼけた写真館のウインドーに、少女時代の洋子と思しき人物がマイクの前で歌っている写真を見つける。脱帽して「ありがとう」と声をかける。それから灯台が見える丘に立つ。最初に受け取った「私の遺骨は故郷の海へ撒いて下さい」という絵手紙と、謎解きの旅の果てにようやく手にした「さようなら」とだけ書かれた絵手紙（どちらにもスズメが描いてある）の2通を、灯台に向かって吹く潮風に放つのだ。すると

2通の絵手紙は風に舞い、あたかも命を吹き込まれた小鳥のように飛び去っていく（もともと絵手紙はかつて、服役中に独房で密かにスズメの餌付けをしていた洋子の恋人に宛てて描かれた）。

ふたつ目は、それに続く海洋散骨のシーン。

以前は船を出すのを断った大浦だが、今日は台風が過ぎたら船を出そうと引き受けてくれる。大浦の漁船で夕日が沈みつつある海の沖合に出て、倉島は抱きかかえていた骨壺から遺骨粉を一握り、また一握りと慈しみながら海に散骨する。このときのアングル、細かな骨粉が光りを放ちつつ静かに沈んでいくさまを海中から撮影したシーンは、秀逸である（ノベライズ版では、海洋散骨の作法に従って水溶性の袋ごと散骨している。それが決まりとはいえ詩情に欠ける）。

散骨を終えた次の日、倉島は改めて辞表を投函して、下関で駅弁を販売中の南原を呼び出す。散骨を無事に終えたと礼を言ってから、「さようなら」としか書いてなかった最期の絵手紙の真意は、「あなたにはあなたの時間が流れている、そう言いたかったんだと思います」と語る（この言葉は、多恵子が秘かに南原に伝えたかった言葉でもあっただろう）。倉島が、本来は多恵子から海に流すように頼まれた娘奈緒子の（花嫁衣装合わせの）写真を南原に手渡すと、涙ぐみながら海難事故で失踪するに到った経緯を打ち明ける。倉島は、刑務官だった身分を明かし（受刑者が違法に外に情報を流す）「ハトを飛ばす」役を引き受けたとだけ言って去る。

その後、場面は田宮が港の公園で弁当を販売しているところが変わり、「このみちや／いくたりゆきし／われはけふゆく／種田山頭火」と字幕に映して終わる。

## 2. 旅の途上でのプログラム化されていない関わり

ロードムービーでは、偶然の出会いや出来事だけでストーリーが展開していくのではない。むしろ主人公が単なる偶然だと見逃がさずに、すべてをメッセージとして受け止め、伝えられている意味を読みとることが鍵なのだろう。いくらか重複するが、以下にたどってみたい。

### (1) なにげないコミュニティ・ケア

コミュニティ (community) は、「地域」という訳語にひきずられ誤解されやすい言葉である。その意味もあ

るが、臨床心理学におけるコミュニティの本来の意味は、複数の人間が作る多重構造の関わり、協働、また集合体である（久田、2022）。複数の人間が集まると、どうしてもさまざまな立場、考え、事情などが錯綜し衝突し、良くも悪くも予想外のさまざまな関わりが生じることになる。傷つけもするが、いたわり、また慰めあうことにもなるので、最初から方向性を狭く設定しすぎないほうが、偶然の豊かさやおおらかさを活かすことになる。またそうでなければ、人生の物語を展開させる重要なエネルギーとはならないだろう。

複数の人間の意図しない関わりは、医師、宗教者など悲嘆の専門家が一人も登場しない本映画において、あくまでも結果として言えることなのだが、倉島に大きな心境の変化を迫るリアリティを生み出している。広い意味のコミュニティ・ケアが効果的に作用したグリーフ・カウンセリングの一例を見る思いがする。

## （2）倉島への引導

本映画では主人公倉島を国民的人気俳優の高倉健が演じている。寡黙で感情を表に出さないキャラクター設定のため、故人に対するネガティブな感情は全くと言っていいほど口にしない。さまざまに感情は動いているだろうが、抑制し、悩み迷いつつもひたすら故人の遺志を探ろうとしていた。それだけに彼が思わず弱音をもらした嵐の晩に、濱崎食堂で多恵子から「こいば頼りにここまで来たってことで十分じゃなかですか」と返されたときには、（密かにだが）激しく火花が散った。

煩悶する主人公を解き放つリアリティとエネルギーが言葉を持った瞬間である。面接室でおこなうプログラム化されたグリーフ・ワークでは、ほとんど期待できないことではないだろうか。倉島の遺言の謎解きへのこだわり、そして亡き妻への執着が（外で吹き荒れている暴風雨が少し弱まったように）緩んだようだった。

私はこの場面で、濱崎多恵子が倉島に「引導を渡した」と解釈する。本来、引導とは仏式の葬儀の時に導師が死者に説く法語であるが、南（2010）によると、引導を渡すとは「本人が断ち切りがたく赦しがたいものを、儀礼の形を借りて強引に切らせ、ケリをつけてしまう」ことである。そして「死者にわたすように見せかけて、その実、遺された人にわたしている」。しかも、「本当に赦

すなら、それは赦した相手ともう一度出会い直すことでなければならないだろう」という。私がこの見解に最も共感するのは、引導は死者と生者の双方に同時に渡されていること、その後に出会いなおしが必要になるという2点である。

それ以降、倉島の行動は一変する。既述のように、2通の絵手紙を潮風に解き放つ。その結果のようにさえ思えるのだが、彼が知らない少女時代の洋子の写真に巡り合い、「ありがとう」と言う。そして遺骨を、妻のいのちの本源の海に撒いて還そうと心が定まる。彼の行動は、濱崎食堂で多恵子に言われた言葉を受けとめて、わからないことはわからないこととして、謎解きの不毛さを認めたように思える。それまでのことよりも、これからの時間をどうするか、このほうがはるかに大切だと理解し、重要なエピソードを思い出したのではないか。

これまで対象喪失に関する理論では、死者の記憶を引きずることは現実適応を妨げるので、関係性（絆）は早く断念して「喪の作業」を完了しなければ、遺された人は対象喪失から立ち直れないとされていた。Freud（2010）の脱カセクスス説、つまり絆切断説である。しかし、近年は故人との情緒的結びつきを肯定する意見が出てきた。絆があってこそ遺族の心の支えになる、死別後に新しい関係を作り上げる「死者との継続する絆」説である。そこでこの両方で論争となるが、両者にはそれぞれの根拠があるので、絆を「断絶する」か「継続する」かのいずれかではなく「結びなおす」という説が目されている（Worden, 2022）。

絆を結びなおすといい、死者と出会いなおすといい、おそらく同じアイデアと思う。しかし、出会いなおすためには、生者のみが行為者ではなく、双方向からの働きかけが必要である。これまでとは違う関わりにならないのだ。

## （3）空と海に手放したものと手に入れたもの

「心は形をもとめ、形は心をすすめる」（三善堂）という言葉がある。私たちにはなんととはなしに強く魅かれる形象・イメージがあり、またそのような形象・イメージは私たちの心に強く作用して、独特な心理的状态にする。

ある女性は、夫を亡くした後2年間悲嘆の真ただ中において苦しんでいた。周囲から助けられて喪の過程を本

人のペースで歩み続けた結果と言えるのだが、ようやく一対の雛人形（内裏雛）を自ら作り上げ、飾ったという。その制作の過程と完成は、亡き夫との絆を一針ごとに自ら手で繕い、再び夫との出会いなおし（絆の結びなおし）を成し遂げたように思われる。人形を手作りすることの起源と、それに寄せる深い思いを連想させる話である。彼女にとって喪の過程に一区切りをつける重要な行為となったのだ。

一般に、故人を追想し、ともに生きた時間を思い起こさせる確かな拠り所となるのは、墓標や遺骨や遺影である。とりわけ日本人の場合は、「信仰嫌いの墓好き」(山折、2017)といわれるほど、墓地に遺骨埋葬することへの関心は根強い。実際、倉島も墓地への納骨を考えていた。海への散骨を妻が遺言していたことを死後に初めて知らされた時の驚愕と困惑は、多くの人にとって共感できるものだろう。

その倉島が海洋散骨を受け入れたのは、亡き妻の遺志に従っただけでなく、倉島が旅の果てに改めて得た、妻と過ごした時間の充実感だったに違いない。それが得られたからの決断だと言える。これは機械式の時計では計測できない時間、いのちの実感を持てた時間である。翻訳臭が気になる言葉だが、いわゆる「生きられた時間」(die gelebte Zeit)の確信だろう(渡邊、2010)。あるいは、それを確実に得るためにまず手放したのだ、という逆の解釈もあるかもしれないが。

時間と言えば、この映画の鍵を握る言葉は「時間」である。

刑務官だった頃の倉島は、洋子が「服役者たちへの慰問で歌ったのではなく、自分が思うたった一人の服役者のために歌った」と自分の嘘を責めた時、こう言った。「忘れられていいんじゃないでしょうか。そうじゃないとあなたの時間が止まってしまう」。洋子に諭すように語った回想場面（竹田城跡のコンサート）である。この倉島の言葉の後に、洋子はしばらく逡巡してから、「忘れるために…あの人のこと、聞いてくれませんか」と言うのだ。

映像は、この時の回想シーンからすぐに現在に切り替わり、長崎への旅の途中にひとりで竹田城跡に立ちずくんでいる場面になる。洋子の口から「あの人」が出てく

るのは、後にも先にもここだけで、しかも「あの人」に関してはほとんど何も（観客・読者には）知らされない。竹田城跡コンサートでのこの出会いが二人にとって決定的に重要であるからこそ、「あの人」については一切明らかにしない映画でもある。

「(刑務所の中では)流れているはずの時間が止まっています」という倉島の言葉は意味深長で、いろいろと解釈できそうだ。社会的にも、心理的空間的にも、狭いところで堂々巡りばかりして、自分に流れている時間（あるいは生命そのもの）を止めてはいけない、と言いたかったのかもしれない。

「止まっている時間」「流れている時間」「流れを止めてはいけない時間」、この映画の中のいろいろな場面で、また倉島以外の人の言葉として、「時間」についてはさまざまな表現で登場している。この映画には多くの人のいくつもの死別体験が描かれているが、それ以外にも私たちの有限の時間について意識させる仕組みになっている。散骨のための長旅を続けて、最後に倉島が洋子の遺言として受け取ったのもこの時間の意味である。かつて倉島が洋子に贈った同じ言葉を、倉島は洋子から贈りかえされと私は解釈したい。

#### (4) 辞表

映画では辞表が2度出てくる。仮に中身は同一としても、その文言の持つ意味はまるで違うだろう。最初は謎を解く旅に出るための辞表である。亡き妻が遺した謎を解く時間を作るために書いたが、上司に押し返された。しかし、2度目は散骨を終えてから投函した。いわば、謎を解くのではなく、謎とともに生きるための辞表である。1通目を書いたときの倉島は、絵手紙の謎を残したまま妻は逝ってしまったので、彼の悲嘆には妻から見捨てられてしまった悲哀と、その謎解きに挑戦することで悲嘆に打ち克ち、もう一度妻を信じ、自分がイメージする妻を取り戻したいという願望があったのではないか。しかし、妻の故郷の海をめざした旅の途中で多くの人々と出会い、さまざまに助けられて、最後の最後まで迷っていた散骨を果たし、改めて「自分のために流れている時間」を意識するようになったにちがいない。これからの自分が使う時間は、今までの生活に流れていた時間と決して同質の時間ではありえない。自分に都合のよい、

自分が聞きたい、簡単な答え見つけるために使う時間ではない。謎は謎としてそのまま、生きていくしかないとしたのでは決めたのではないか。

#### (5) 最後までわからないこと

謎解きへの執念は、これまで知りえなかった事実の奥行きを知るようになるよりも、むしろ表層のつじつま合わせに陥りやすいのではないか。知りたい人が、自分に都合よく知りたいことを知ることしか出来ないとしたら、事実の断片だけをいくら集めても果たしてどれだけの意味があるのだろうか。

本映画と、本映画の脚本をもとにして作られたというノベライズ版（森島、2012）とを比べると、背景が詳しくわかってくる人物（たとえば、杉野、田宮、南原）と、最後まで正体がわからない人物とがいる。洋子の絵手紙の相手は恋人のようであるが、独房でスズメに餌付をしていたこと、服役中に急に倒れて死んだこと以外は、映画でも顔すら映されず、ノベライズ版でも全く言及されない空白のままである。そもそも絵手紙にはそのような経緯もあるので、それを倉島が手放すことは、謎解きの不毛さの自覚にも見える。

映画の中で洋子が劇中歌として二度歌う宮沢賢治作詞作曲の「星めぐりの歌」の意味も、分かりにくいことの一つである。歌詞は実際の天空に占める星座の位置とは違うようだが、星をめぐっていつか最後にたどりつくのは「そらのめぐりのめあて」つまり北極星である。北極星という唯一不動（のように見える）の真理を無数の星が回る、そのような人間の運命（布置）を歌っているのかと、いくらか物悲しい気持ちになる。

また、鳥そのものは出てこないがスズメ（絵手紙の挿絵のみ）もハト（隠語：不法に外部との連絡を取る）も、それぞれの人物が置かれている閉塞した状況と著しい対照を示していて、象徴として使われているのだろう。飛翔は閉じられた空間や環境からの解放と脱出を意味しているのは明らかだが、それからの行動は不明である。

#### (6) 「このみちや／いくたりゆきし／われはけふゆく」

この映画の最後は、山頭火の句で締めくくられる。

この簡潔なフレーズは映画全体の根底を流れている価値観の象徴であり、大きな問いである。

この道なのだ、これまで無数の人が通って行った、私

は今から行く。文字通りの意味はそれだけだ。放浪は目的を持たず、また帰るところも決めていないのだから、たとえ死出の道だとしても、今から行くだけ、と。この山頭火の態度は、悲嘆に結びつけて考えると、未練も執着もすべて捨てていく Freud のいう脱カセクス説に近いように思う。これに対して、ナラティブに関心を持つ多くの人は、「しかし今、歩いて行こうとしているのは他の誰でもないこの私。確実にそれだけは違う」、と日常一般性への埋没、その他大勢という没個性へ抵抗しようとして、「ワタクシ体験」を意味づけたいと思うのではないか。そのどちらでも自由に選べるのだが。

倉島が予定していた散骨の旅は終わった。たしかに海洋散骨という当初の重要な儀式は終わったが、それは新しい旅、ひょっとしたら放浪への始まりかもしれない。もともと富山から長崎への旅は、妻の突然の遺言の出現にうろたえ、もはや故人に問いただして確かめることが出来ないから、心中は真意がわからずに煩悶していた。海に散骨するかどうか迷っていたのだ。亡き妻をもう一度信じなおし、出会いなおすことこそが本来の目的だったと言えるかもしれない。

海に散骨しようと、墓地に埋葬しようと、あるいは手元供養と称していつも身近に遺骨（ないし遺品）を手放すまいとしていようと、実は問題ではない。肝心なのは、死者も生者も同時に引導を渡された後に、現世における再会は不可能だから、遺された者は死者とこれまでとは違うどのような出会いなおしができるかなのだ。倉島の旅はその探究だった。

### III 故人と出会いなおす

1 「わたくしは死んではいけないわたくしが死ぬときあなたがほんたうに死ぬ」（永田和宏）

来世での再会は必ずしも保証されていないにもかかわらず、パートナーと死別した人が、悲しみのあまりの自裁ではなく、あたかも後を追うように亡くなる割合は驚くほど高率であるという。激しい悲しみは心身に強い負荷をかけ、誇張なしに「心臓を破裂させる」からとも言われている。

上記に引用したのは、歌人の永田和宏が亡き妻河野裕子を悼んだ歌である。「覚えてくれている人がいる限り、

(亡き人は) 生きているんだという気がしますね。河野を生かしておくためにも、長生きしないとダメだと思う」と、当時の心境を詠った(朝日新聞 2021年11月21日)。いつでも故人を思い出し心の中に呼び出せる、それがその人を生かし続けることだという考えは、故人の死を否定しているのではない。むしろ、死を認めているからこそ思い出すのだ。

あるグリーフ・ワークのプログラムがひとつの到達点として求めている、「故人を苦痛なく思い出す」という条件の前半部分「苦痛なく」は、どうしても必要なのだろうか。ある遺族は、「(2年経っても) いつも重い気持ちでズーンと沈んでいたが、普通の気持ちになることも出てきた。涙もろくなるというのは痛みや悲しみがわかること」と語った。そのようにさまざまな故人の追憶の仕方があるのだから、痛みや悲しみと無縁になることはありえないだろう。苦痛を伴うか否かではなく、その人なりの思い出し方、出会いなおしを見つけることのほうが重要ではないか。

## 2 特定のパターンはない

Maughamの小説「人間のしがらみ」(2022)では、主人公のフィリップは全く予想もしなかった友人の死を知らされて虚しさに襲われた時、不意に、それまで考えあぐねていた難問:「ペルシャ絨毯には人生の意味とは何かに対する答えが秘められている」への答えを見出す。「人生に意味などないのだ」と。それはこういふことである。

「人間が生きることにも死ぬことにも意味はない、人生に意味はない」という彼の空想のほとぼしりは、同時にもう一つの考えをもたらしした。ペルシャ絨毯の職工が己の美的感覚を満足させるために凝った模様を織るように、人は人生を生きていく。「人生という巨大な縦糸」に、「重要なものは何もないという己の空想を背景に、人はさまざまな横糸を選んで模様を描く」。完璧で美しい模様、「人の心を掻き乱す優雅」な模様、未完成で断ち切られる模様、判然としない模様など、「自分の人生は一つの模様なのだ……何かをしなければならぬということはないし、またしたからといって何かの益があるわけでもない。ただしたいからそうするだけなのだ」。

倉島は本映画の中で、元国語教師を自称する杉野から

「旅」と「放浪」の違いを問われ、目的があるか無いかだと教えられた。放浪には目的がなく、そして、帰る場所がない、とも。

しかし、ペルシャ絨毯の教えとは、唯一絶対の正しい模様にこだわるな、ということだとすると、旅と放浪に違いはあっても、ただ違うというそれ以上の意味はないことになる。そのように、出会いなおしにも特定のパターンはなく、それぞれなのだ。

## 3 「二重過程モデル」が問う死者との絆

喪と悲嘆の過程に関する理論やモデルの中で「二重過程モデル」(Stroebe & Shut, 2011)が専門家から評価されている理由は、次の2点だと思う。死別体験にともなう特有の情緒的反応とその結果生じている不適応行動とを区別すること。そして両者同時に対処できないので、十分に時間をかけて交互に、また行ったり来たり悩みながら今できることから対応していくこと。このように意識すればコントロールできることと、誰にとってもコントロールできないこととの区別は、性急な解決を求めがちな日常生活では盲点となりがちである(渡邊、2007)。

ところで「死者との絆」について少し言及したい。本来、絆とは、援けて支えるものであると同時に締め付けるものである。二律背反の感情、アンビバレンスの象徴そのものといえる。その行為者は絆の性状をあらためてよく見なおし、とりわけ死者へ向けるさまざまな葛藤や相反している感情に目を向ける必要がある。

そこで本映画の大きな問いかけは次のことだと思う。ひたすら謎解きを追及するのではなく、星めぐりを悲しく歌うだけでもない。ここで立ち止まらずに、ではどうするのか。

倉島は「遺言の真意」をどう受け取るのか。

## IV 自分の時間の流れを止めてはいけない

本論は、故人との「絆の結びなおし」とほぼ同方向にあるアイデアと思うが、「出会いなおし」を鍵として論じている。

邦画「あなたへ」では、妻に先立たれた主人公は、生前には全く知らされていなかった遺言の真相を解かないではいられない状況に、否応なく投げ込まれた。見捨て

られ感と取残され感に苦しめられただろうが、しかし全く泣き言を言わず、あくまでも寡黙にキャンピングカーで旅に出ることにした。妻の遺骨を海洋散骨するための長旅に出て、これらの突然に強いられた苦悩のうち、偶然に出会った人々との予期しない関わりを通じて、あるものは減り、あるものは形を変えることになった。心中にわだかまっていた悲しみと密かな恨みは、出会った人に話し、聴いてもらい、考えなおし、引受け、そして手放した。

長旅の果てに「さようなら」の絵手紙しか得られなかったのだが、そこから先はひとり遺された倉島しか担うことができない亡き人を悼む時間、あるいは出会いなおす時間である。もし生前に洋子が遺言として慎重に言葉を選び、心を尽くして説明したなら、おそらく倉島は（少しは迷っただろうが）承諾しただろう。彼は「ありがとう。でも、自分にはもったいない」を口癖にして、決して人と争わず、何事も控えめに生きてきた人なのだから。それなら、もし遺言として彼を特定の方向に誘導しないとしたら、どのような行動や言葉を選び取り、思い出してくれるだろうか。生前には一度も口外しなかった海洋散骨の遺言は、唐突でたしかに意地悪な面もあるが、このくらいに仕掛けなければ、やがて何事もなかったかのように自分の存在は埋もれてしまう。それはそれでいいとしても、彼を立ち止まらせ、自分を思い出させ、考えさせたい。そんなことを思ったのかもしれない。もともと唯一の正解など始めから無いのだ。無数の星の中から一つを選び出すような、途方もない企てのようにも見えるが、二人にとって最も重要な意味を持った言葉を思い出してくれるのではないか。そういう悪戯と期待もあったのではないか。むしろ私は、(ノベライズ版にはある)わかりやすい別れの手紙を書いてはいけなさとさえ思えてくるのだ。

倉橋が「さようなら」に読み取ったのは、「私には私の時間が流れているように、あなたにはあなたの時間が流れている」だった。このようにして、今回の旅は終わるが、倉島はここから新しい旅あるいは放浪を始めるのだとも予感させる。杉野から「帰るところなんかこれから探しゃいいじゃないですか」と言われたのだ。なによりも亡き妻の遺言は、「あなたにはあなたの時間が流れ

ている」と受け取り、「あなたはあなたの生き方を生きる」と理解したのだから。

ここで再度強調しておきたいことがある。「自分の時間の流れを止めてはいけない」。この言葉こそ 15 年前に倉島自身が光村洋子に向かって語りかけ、過去に囚われ自分を責め続けていた彼女を解き放したのである。語りかけることは語りかけられることでもある。二人それぞれに、それまでとは全く違う新しい生き方を決心させたのだ。倉島は、亡き妻の遺言の真意を求めて旅を続けてきて、かつて自分が語った言葉こそ妻の遺言の意味を解く鍵だと知ったに違いない。二人の人生を決定づけた大切な言葉だったことを亡き妻が確信しているならば、そのように贈られた言葉だから最期に贈りかえしたいと思うだろう。

このように相互の人生を決定した言葉を改めて思い出すことも、悲嘆の過程における双方向からの出会いなおしと言えるのではないか。

何故に対する答えは、少なくとも理詰めで探して作りあげるものではない。故人との出会いなおしには、何ら特定のパターンはないのだから、参照できる例はあっても、遺された人は自分にしかできない出会いなおしを見つけるしかない。

注)「あなたへ」は 2012 年公開の日本映画。本編 111 分。監督降旗康夫、主演高倉健。第 36 回日本アカデミー賞優秀賞 11 部門 12 受賞作品。第 36 回モントリオール世界映画祭エキュメニカル審査員賞特別賞(同賞は、カトリックとプロテスタントの組織に属する審査員 6 名によって「人間の内面を豊かに描いた作品」に贈られる)。DVD の販売は東宝株式会社。

## 引用文献

- Crossley, M.L. (2009). ナラティブ心理学セミナー：自己・トラウマ・意味の構築 (角山富雄・田中勝博 (監訳)). 金剛出版. (Crossley, M.L. (2000). *Introducing narrative psychology: Self, trauma and the construction of meaning*. London, UK: Open University Press.)
- Freud, S. (2010). 喪とメランコリー (伊藤正博訳). フロイト全集 14 (新宮一成・鷺田清一・道籟泰三・須

藤訓任(編) 岩波書店. (Mourning and melancholia. In Strachy, J. (Ed. & trans.). (1957). *The standard edition of the complete psychological works of Sigmund Freud* (Vol. 14). London, UK: Hograth Press.)

加賀乙彦・津村節子 (2013). 愛する伴侶を失って：加賀乙彦と津村節子の対話. 集英社.

Lindemann, E. (1944). Symptomatology and management of acute grief. *American Journal of Psychiatry*, 101, 141-148.

Maugham, W.S. (2022). 人間のしがらみ (上・下). (河合祥一郎訳. 光文社古典新訳文庫. (Maugham, W. S. (1915/2000). *Of human bondage*. London, UK: Vintage.) (引用箇所は、下・445頁)

南直哉 (2010). 語る禅僧. ちくま文庫.

森沢明夫 (2012). あなたへ. 幻冬社文庫. (本書は、映画「あなたへ」(脚本・青島武)を原案に創作された小説である)

Morris, D.B. (1998). *Illness and culture in the postmodern age*. California: University of California Press.

Hedtke, L., & Winslade, J. (2019). 手作りの悲嘆：死別について語るとき<私たち>が語ること (小森康永・奥野光・へみ和香訳). 北大路書房. (Hedtke, L., & Winslade, J. (2017). *The crafting of grief: Constructing aesthetic responses to loss*, New York, NY: Routledge.)

小此木啓吾 (1979). 対象喪失：悲しむということ. 中公新書

Stroebe, M.S., & Shut, H. (2011). 死別体験へのコーピング(対処)の二重過程モデルから見た意味の構成. 喪失と悲嘆の心理療法：構成主義からみた意味の探求 (第3章) (富田拓郎・菊池安希子監訳). 金剛出版. (Stroebe, M.S., & Shut, H. (2001). Meaning-making and the dual process model of coping with bereavement. In Neimeyer, R. (Ed.). (2001). *Meaning reconstruction and the experience of loss*. Washington, DC: American Psychological Association).

渡邊勉 (2001). 痛みの体験とナラティブ. 教育と医学, 49, 776-785.

渡邊勉 (2007). 「治らずに治った」再論：倉田百三と森田正馬. 日本森田療法学会雑誌, 18, 125-132.

渡邊勉 (2010). 臨床家のためのこの1冊：「夜と霧」:

ドイツ強制収容所の体験記録. 臨床心理学, 10, 952-956.

Worden, J.W. (2022). 悲嘆カウンセリング [改訂版]: グリーフケアの標準ハンドブック (山本力監訳). 誠信書房. (Worden, J.W. (2018). *Grief counseling and grief therapy: A handbook for the mental health practitioner*, 5th edition. New York, NY: Springer Publishing Company.)

山折哲雄 (2017). 死者と先祖の話. 角川選書

吉田利康 (2013). 悲しみを抱きしめて: グリーフケアおことわり. 日本評論社

令和5年1月12日受付 令和5年2月6日受理

渡邊 勉：悲嘆の心的過程と故人との出会いなおしを求めている邦画「あなたへ」

【学術論文】

# 福島県内の全 59 市町村における公文書管理の現況と改革の提案 — 東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の記録を将来への教訓に生かすために —

安田信二\*

要約：

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から 12 年がたつ。福島県内の市町村は被災、復旧、復興に関する膨大な公文書を作成し、今後も作成は続く。筆者は全 59 市町村に公文書管理の現状を確認するアンケートを依頼して、回答を頂いた。分析の結果、震災関連公文書の保存と廃棄の具体的な課題が明らかとなった。併せて、全国の地方公共団体にも共通する問題点や、デジタル技術の進展に伴う公文書の電子化への懸念も判明した。一部の市町村からは誤廃棄などの不適切な事例についても率直な回答を頂いた。筆者は改革に向けて、規則や規程などの現行ルールの見直しと条例制定の準備、県と市町村の共通認識に基づく震災関連公文書の取り扱いなどの具体策を提案する。福島県内の地方公共団体の公文書に関する拙稿は 3 件目であり、各論考を通して県(知事部局や県教育委員会など)と市町村の双方が抱える課題や改革の道筋の一端を明らかにした。

キーワード：

公文書、市町村、東日本大震災、原子力災害

英文キーワード：

official document, municipality, the Great East Japan Earthquake, nuclear disaster

## I はじめに

福島県の行政機関や県内の市町村がこの 10 年余りの期間に作成した公文書は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する内容が多い。

公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号、以下「公文書管理法」という。)は、主に国の行政機関や独立行政法人などの公文書の管理に関する基本的事項を定める。都道府県や市区町村などの地方公共団体の文書管理に対しては次のような努力義務を課す。<sup>1)</sup>

「第 34 条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」

公文書管理法が定められる以前より、地方公共団体は、公文書の作成や取得から保存や廃棄に至る取り扱いのルールをそれぞれの例規で定めてきた。公文書は、内容や重要度などに応じた一定の年月ごとに執務室や書庫などで管理される。期限を迎えると、廃棄されたり、保存期間を延長したり、公文書館などで永年保存されたりする。

\* 福島学院大学短期大学部情報ビジネス学科 教授

福島県内においては復興事業や原発の廃炉事業が長期にわたって続く。県や市町村が作成し、あるいは取得した文書は、その中身も量も質も他の都道府県では見られない特徴や歴史的価値を持つ。筆者は 2022 年(令和 4 年)12 月に「東日本大震災と原子力災害の公文書を後世に伝えるための課題と方策」と題する論考をまとめた。<sup>2)</sup>

この中で、福島県の知事部局や教育委員会(県立学校を含む)などにおける震災関連公文書の保存状況や、集中保存に向けた課題を分析して、改善策を提案した。

本稿においては論考の対象を福島県全域の 59 市町村に広げた。震災と原発事故に関わる文書を含む公文書管理全般にわたり、アンケートへのご協力を市町村にお願いして、全ての市町村から回答を頂いた。被災地である福島県内の市町村が直面する課題と、全国に共通する課題の双方を見渡しつつ、改革の道筋を提言する。

## II 地方公共団体の公文書に関する調査や研究

### 1 主な先行調査と、本稿の調査の特色

公文書管理に関するアンケートは、これまでも国の機関、研究者、各種の団体などのさまざまな主体によって実施され、それぞれの視点に応じた質問が設けられた。最近では、内閣府が 2022 年(令和 4 年)7 月に「地方公共団体における公文書管理の取組調査」を公表した。<sup>3)</sup>

調査は、公文書管理法と公文書館法の規定を踏まえて「地方公共団体における公文書の適切な管理に関する一層の取組を促すため、歴史公文書等の保存等に関する取組状況の『見える化』を図ることを目的として」行われた。主な項目は、公文書管理のための条例等の制定、歴史公文書に関するルールの制定、歴史公文書の選別、歴史公文書の保存期間、公文書館の設置などである。

この調査を通して、条例などの制定や公文書館の設置、歴史公文書の取り扱いなどの現状や課題を主に数値としては把握できる。だが、地方公共団体の職員が日々の実務において直面する具体的な課題をはじめ、その課題を前にした苦労や悩みを数値から詳しく読み取ることは難しい。また、福島県内の行政機関の公文書管理を考察するには、東日本大震災と原発事故に関する公文書の取り扱いを分析する必要がある。全国一律の調査だけでは、福島県内の市町村の実情を的確には捉え切れない。

いくつかの報道機関は震災と原発事故に関連する公文書の課題を取り上げてきた。この中には、福島県内全域の市町村を対象とした報道が一部に見られた一方で<sup>4)</sup>、津波の被災地や原発事故の避難指示区域が設けられた市町村などに焦点を当てた報道もあった。<sup>5)</sup>

筆者は県内の現状や課題の分析に当たり、以下の箇条書きに挙げる理由によって「全市町村に公文書管理全般のアンケートをお願いする必要がある」と判断した。

- ・揺れによる深刻な被害は震源に近い浜通りとともに、中通りや会津を含む広い範囲で発生した。
- ・放射性物質の測定や除染をはじめとして、原発事故の影響は県内全域に広がった。
- ・原発立地地域やその周辺からの避難者は各地に向った。受け入れた市町村は自らの住民に加えて、他の市町村からの避難者に関する業務も担った。
- ・福島県の復興事業は県内全域で今後も長く続く。

設問の検討に当たっては、例規の種類や公文書館の有無などの基本的な事項、急速に広がる公文書の電子化への対応などの確認も含めて、福島県内の市町村の公文書管理の現況が全体として浮かび上がるように努めた。設問項目は以下の 27 項目である。

#### 【例規の種類や公文書館の有無】(7 項目)

- ・公文書管理条例などの例規の制定状況。
- ・公文書管理条例の制定に向けた検討の有無。
- ・公文書管理条例を「検討していない」理由。
- ・公文書館(類似の施設を含む)の設置状況。
- ・公文書館の設置形態。
- ・公文書館の設置に向けた検討の有無。
- ・公文書館の設置を「検討していない」理由。

#### 【文書の保存や廃棄】(7 項目)

- ・事案の処理が終わった文書の保存期間の有無。
- ・文書の保存期間の種類。
- ・保存期間終了後の廃棄などの取り扱い。
- ・廃棄や公文書館などへの移管までの管理方法。
- ・廃棄する際の評価や判断の基準の有無。
- ・廃棄について第三者の意見を聞く仕組みの有無。
- ・「歴史的公文書」と判断する評価基準の有無。

#### 【文書管理の適切性の確保】(2 項目)

- ・過去に確認された不適切な事例や、課題の有無。
  - ・文書管理のトラブルを防ぐ対策。
- 【震災と原発事故に関する文書の取り扱い】(4項目)
- ・取り扱いに当たっての基本的な方針。
  - ・文書の廃棄の有無。
  - ・「廃棄した文書がある」場合の文書の主な例。
  - ・管理に当たっての課題。
- 【平成の市町村合併の関連文書の取り扱い】(2項目)
- ・取り扱いに当たっての基本的な方針。
  - ・管理に当たっての課題。
- 【公文書の電子化】(3項目)
- ・コンピュータを活用したシステム導入の有無。
  - ・「導入している」と回答した場合の業務内容。
  - ・電子化の課題。
- 【公文書管理法と地方公共団体】(2項目)
- ・法律の趣旨を踏まえた市町村の課題。
  - ・福島県や国への要望。

アンケートの実施時期の検討に当たっては「10年」という節目も念頭に置いた。その理由は①公文書管理法の全面施行から10年余りが経過して、法の趣旨が行政組織や公務員に浸透したと推測されるにもかかわらず、公文書に関する不祥事が国でも地方でも後を絶たない②復興事業が震災の発生から「次の10年」に入った時期を迎えて、当初の10年に蓄積された公文書の管理の在り方を明確に打ち出すべきである一と考えたからである。

## 2 主な先行研究

地方公共団体の公文書管理に関する論考は、多くの研究者によってまとめられ、筆者の前稿「東日本大震災と原子力災害の公文書を後世に伝えるための課題と方策」でも主な論考や著作に言及した。前稿で触れなかった中には、次のような先行研究がある。

宇賀克也「逐条解説 公文書等の管理に関する法律(第3版)」の第5章「地方公共団体の課題」には、公文書管理法の制定を受けた地方公共団体の対応、先に定められた条例と特色などが記述されている<sup>6)</sup>。

早川和宏監修、地方公共団体公文書管理条例研究会著「こんなときどうする?自治体の公文書管理~実際にあった自治体からの質問36」は、公文書管理の仕組み

づくりなどの章が設けられ、Q&A形式で解説する。<sup>7)</sup>

宮間純一編「公文書管理法時代の自治体と文書管理」は公文書管理法後における自治体の公文書管理、アーキビストからみた自治体の文書管理などを取り上げた。<sup>8)</sup>

前稿でも言及した通り、国立公文書館の情報誌「アーカイブズ」には毎回、国や地方公共団体の公文書管理に関する論考や報告などが掲載されている。<sup>9)</sup>

## Ⅲ 市町村アンケートから分かった現状

### 1 アンケートの方法

調査対象：福島県内の59市町村

設問項目数：27項目

調査方法：郵送(一部は電子メールなどで回答)

調査期間：2022年(令和4年)4月~11月

回答部署：市町村の公文書管理担当部門など

回収結果：全ての市町村より回答

### 2 アンケートの主な集計結果

#### (1) 公文書管理の根拠となるルール

8割強の51市町村が行政の内部ルールと言うべき規程だった。議会の議決を要する条例を定める市町村は無かった。規程のほか、規則が6、要綱が1、その他が1だった(※市町村数の単位は、項目ごとに初出の数字の後に、主に「市町村」と表記する。2回目以降は「市町村」を省略して数字のみとした箇所がある)。

条例制定に向けた今後の予定に関する質問に対しては「条例制定を検討していない」の36が最も多く、「制定するかどうかも含めて検討中である」が10、「制定に向けて検討している」は1だった。

条例制定を「検討していない」や「条例そのものが不要である」と答えた市町村に理由を質問した(複数回答)。「現在の規則や規程等で十分に対応できている」の30が最も多く、「制定を準備する組織や職員等の態勢が整っていない」が7だった。無回答が25だった。

#### (2) 公文書館の設置

9割強の56市町村が「公文書館(類似の施設を含む)を設置していない」と回答した。類似施設を設置する3市町村は「歴史資料館(歴史民俗資料館)、博物館、図書館等の施設と併設している」か、または「公文書館業務を歴史資料館(歴史民俗資料館)、博物館、図書館等

に担わせている」だった。

「公文書館を設置していない」と答えた市町村のうち、「設置を予定している」と「設置を検討している」は各 1、「設置するかどうかも含めて検討中である」が 3 だった。8 割強の 49 は「検討していない」で、「不要である」が 2 だった。

「検討していない」または「不要である」の理由（複数回答）は「公文書館を整備する財源の確保が難しい」の 36 が最も多く、次いで「公文書館業務に従事する職員の確保が難しい」が 29、「現在の規則や規程等で定めた保管または保存の方法で十分に対応できている」が 20 だった。<sup>10)</sup>

### （3）保存期間

全市町村が、事案の処理が終わった「完結文書」の保存期間（いわゆる「文書の保存期間」）を、一定の年数ごとに複数の区切りで定める。「10 年」と「5 年」が 56 市町村で最も多い。次いで「1 年」の 51、「永年」の 50、「3 年」の 47 だった。「30 年」の設定は 12 だった。「50 年」「20 年」「2 年」「1 年未満」などの回答もあった。大勢としては「永年、10 年、5 年、3 年、1 年」の組み合わせが多数を占めた。

### （4）保存期間終了後の取り扱い

保存（または保管）期間終了後の取り扱い（複数回答）では「文書の内容（例えば「災害」、「歴史的資料」等）や、文書の作成経緯等に応じて個別に対応している」が 7 割程度の 41 市町村だった。

「一部を永年保存として取り扱っている」は 17 だったが、その一方で、14 は「全てを廃棄している」と回答した。このほか 4 は「一部を公文書館等の施設に移管している」と答えた。

また、次のような記述の回答もあった（※市町村からの回答の文言については、筆者が回答内容の趣旨を踏まえて、語句や文末などの一部を改めた箇所がある。以下の記述式の回答も同様）。

- ・町史編集部署である教育委員会で廃棄前に確認し、資料として保存するものについては教育委員会で保存し、それ以外は廃棄している。
- ・震災により会計検査、東電への賠償請求関係の文書の保存期間を延長している。

・基本は「全てを廃棄している」だが、一部は文書の内容（例えば「災害」、「歴史的資料」等）や、文書の作成経緯等に応じて個別に対応している。

・関係課長と合議により、廃棄等を決定する。

### （5）廃棄するときの判断基準

「文書を廃棄するかどうか」の評価や判断の基となる基準については「（保存期間の終了以外に）基準を設けていない」が 8 割の 48 市町村、「基準を設けている」が 11 だった。

「文書を廃棄する際に、廃棄の是非について外部の第三者の意見を聞く仕組みを設けていますか」の設問では、58 が「役所の中だけで廃棄の是非を判断している」と回答した。

評価や判断の具体的な基準に関する次のような記述の回答もあった。

- ・歴史的に保存価値のある文書（震災関連等）。
- ・歴史資料として価値のある文書の分別作業員設置要綱。
- ・総務課長が必要資料と認めるときは、適当な方法により保存することができる。
- ・町史等の編纂に必要な価値のある文書。

### （6）歴史的公文書の評価基準

廃棄しようとする文書が「歴史的な資料等として価値がある文書等」（いわゆる「歴史的公文書」等）に該当するかどうかを判断する評価基準の有無では、「設けている」は 9 市町村にとどまり、8 割強の 49 は「設けていない」と答えた。具体的な基準の事例などは次のような回答があった。

- ・町政の重要施策、重要な人事、条例・規則等例規に関する文書などの例示をしている。
- ・震災関連文書、震災前の歴史がわかる文書等。
- ・教育委員会で判断している。
- ・重要施策、制度の新設及び改廃、行政区域の変更、重要な許認可、訴訟等。

### （7）文書管理は適切か

文書が例規に沿って適切に管理されているかどうかの設問に対して、ほぼ半数の 31 市町村が「適切に管理されていない部分がある」と回答し、「適切に管理されている」の 25 を上回った。

過去の不適切な事例や現在の課題について、記述式で寄せられた主な回答は次の通りである。

- ・所在不明、誤廃棄。
- ・文書の整理・保管に関する帳票が作成できていない。文書の廃棄に係る記録を作成していない。
- ・震災関連資料が膨大になっている。
- ・平成23・24年度震災復興特別交付税関係資料。
- ・廃棄に関する文書が十分に作成されていない。永年文書を20年ごとに点検を行うことが規定されているが、そこまで手が回っていない。
- ・令和元年度から、文書の発生から保存、廃棄までシステム上で管理しているため、システム登録された文書については、適切な文書管理が可能になったが、過去の文書については、廃棄台帳を作成せずに廃棄している例もある。
- ・福島県と同じく多くの課で廃棄に関する文書が作成されていない。
- ・文書管理システムでの文書管理を行っているが、紙文書との廃棄時のズレが生じる。
- ・平成30年度以前の文書について管理が曖昧なものがある。
- ・廃棄しているが、廃棄に係る事務を記録した公文書を作成していない場合がある。
- ・保存期間満了の文書が廃棄されていない。
- ・基準はあるものの、各職員が保存年限の判断を行っている部分がある。
- ・量が多すぎてしまい、保存年数に限らず、捨てられなくなっている。保存か廃棄の取りまとめができていない。

#### (8) 適切な管理のための対策

文書管理のトラブルを防止するための対策(複数回答)は「廃棄に当たったの複数人での確認」が31市町村、所属ごとの文書管理責任者の選任が30、職員の研修が19だった。マニュアル等の作成は13だった。このほか、次のような記述式の回答(抜粋)があった。

- ・規程の内容周知。
- ・公文書の管理を一括した行政IT化。
- ・保存箱に保存書類の一覧表を表記している。
- ・専門業者による委託、管理。

- ・見回り。
- ・設問の趣旨の対策に至っていない。

#### (9) 震災と原発事故に関する公文書の取り扱い

##### (a) 震災関連公文書の取り扱い方針

「東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故に関する文書や関係資料等の文書をどのように扱っていますか」との設問(一部の市町村は複数回答)では、「文書の内容に応じて、個別に廃棄するか保存(保管)するかを判断している」の22市町村が最も多い。

次いで「通常の文書と同じ基準に基づいて、保存(保管)期間を設けて、その期間に応じて、廃棄や保存(保管)を判断している」が21だった。「全ての文書や関係資料を保存(保管)している」との方針で臨んでいるのは2割程度の14だった。

##### (b) 廃棄の有無

実際に廃棄した文書があるかどうかの設問では、ほぼ半数の29市町村が「廃棄した文書がある」と回答した。「廃棄した文書はない」は20だった。

このほかの主な回答には「原子力災害関係文書は保存することとしているが、震災関連文書の保存については市税の減免や義援金関係なども含め多岐にわたるため各課の判断としている」や「所属業務ごとに対応していたため全体は把握していない」「廃棄に関する文書がないため不明である」などがあつた。

##### (c) 廃棄した文書の種類

廃棄した文書の内容について、記述式での回答をお願いしたところ「一般的な文書」との回答が最も多かった。一般的な文書は「重要度の低い一般文書」「照会・回答などの一般文書」「東日本大震災や原発事故に関する国や県からの通知文で、保存し続ける必要がないと思われるもの＝会議通知、資料など」「事務連絡等意思決定を伴わない文書」などだった。

廃棄した文書のうち、具体的な内容が分かる回答は次のような文書だった。

- ・避難者支援に係る文書。
- ・被災者向け各種補助、減免手続き書類。
- ・環境放射線モニタリング調査結果。
- ・施設修繕や住宅応急修理工事の支払関係書類で保存期間が経過したもの。

- ・東日本大震災に係る介護保険利用者負担額減額・免除認定についての通知に関するもので保存期間が経過したもの。
- ・パソコンが動かなかった（発災直後）時の手書き文書。
- ・避難所などでの手書き文書（カレンダーの裏などで作成したもの）。
- ・市税の減免関係。
- ・除染作業業務（工事打合せ）。
- ・原子力発電所事故損害賠償請求等に係る支援。
- ・平成 23 年度福島第一原子力発電所事故による放射線健康リスク講演会の実施。
- ・東日本大震災における犠牲者の追悼式開催。
- ・東日本大震災に係る義援金と支援金。
- ・東電等から配布される啓蒙パンフレット等。
- ・清算が終了した義援金関係書類等。
- ・東電からの連絡 Fax。
- ・東日本大震災災害弔慰金関係。
- ・東日本大震災に伴う応急工事。

#### (d) 管理に当たっての課題

管理に当たっての課題（複数回答）では「保存（保管）するスペース（施設や設備）や費用、人員が限られている」が 42 市町村、「いつまで保存（保管）を続けるのか、いつ廃棄するか判断基準の線引きが難しい」が 41 だった。「保存（保管）しても、将来、どのように活用できるかどうか分からない」は 13 あった。「関連する文書なども含めると文書の範囲が曖昧である」との指摘もあった。

#### (10) 市町村合併の公文書

平成の市町村合併（いわゆる「平成の大合併」）によって、新しい市や町となった旧町村の文書の管理状況を尋ねた。当時の役場庁舎などの旧町村のそれぞれの施設で管理しているのは 9 市町村だった。合併先の市や町の本庁（市役所や町役場の本庁）所在地の庁舎や施設に移して、管理しているのは 7 だった。

課題としては「保存（保管）するスペース（施設や設備）や費用、人員が限られている」との回答が 10、「いつまで保存（保管）を続けるのか、いつ廃棄するか判断基準の線引きが難しい」との回答が 8 だった。「保存（保管）しても、将来、どのように活用できるかどうか分からない」との回答が 2 あった。

このほかの課題として「保存しているだけで管理ができていない」「台帳がないため、廃棄管理が難しい」「文書の存在が管理されていないものがある」などの意見が寄せられた。

#### (11) 公文書の電子化

「コンピュータを活用した文書管理システムを導入していますか」の設問では、4 割の 25 市町村が「導入している」と回答し、6 市町村が「導入を検討している」と答えた。「導入していない」は 28 だった。導入している範囲や分野（複数回答）は「文書ファイルの管理簿の作成や管理」と「電子文書の保存等の管理」が、いずれも 16 だった。「電子システムを使った決裁や回付」が 14 で、「文書の作成、文書の分類」が 1 だった。

記述式で寄せられた主な課題は次の通りである。

#### 【財源など】

- ・導入経費、ランニングコスト。
- ・導入に係る人的、金銭的成本。
- ・長期保存に適した媒体や長期保存に要する費用。
- ・費用対効果の検証。

#### 【管理や運用】

- ・全国的な統一管理、運用。
- ・コロナ禍での分散勤務・在宅勤務や災害発生時等でも適切な運用ができるか。
- ・紙提出の図面の取り込みが難しい。サーバーの容量の問題。
- ・永年保存文書の保存方法（長期保存に対応できるファイル形式への対応）。
- ・財務会計システムなどの他のシステムとの連携。

#### 【原本性の保証】

- ・電子文書の原本性保証・確保について（紙文書廃棄の判断）。
- ・請求書や契約書等を電子データ化したものの、原本としての有効性（裁判等での有効性）が不明であるため、電子データと原本（紙）の二重管理をしている。

#### 【紙文書と電子文書】

- ・公文書を電子化した際の元文書の取り扱い。
- ・紙から電子での決裁になったため、紙との併用が続いている。
- ・電子データと紙媒体の混合保管。どちらか一方では、

全資料の確認ができない場合がある。

- ・紙文書と電子文書の二重管理、首長決裁の方法。
- ・既存文書の電子化と費用。

【その他】

- ・電子文書や電子決裁の利用率が低い。
- ・保存先がベンダーのサーバー等になるので、データが消失した場合等のリスク管理。
- ・システムダウンの危険性、セキュリティ。

(12) 公文書管理全般の課題

公文書管理法に地方公共団体に関する定めがあることを踏まえて、法の趣旨に沿った文書管理事務を行うための課題を尋ねた（複数回答）。

最も多かった回答は「書庫などの保存（保管）するスペースが狭い」の51市町村だった。次いで「所属（部や局、課等）によって文書の分類や綴り方の方法が異なっている」と「保存（保管）場所が分散しているために、全庁的な管理が難しい」が、いずれも23だった。

このほか「文書の作成から廃棄までの具体的なマニュアルやガイドライン（手引等）が作成されていない」「保存期間が満了を迎えた文書が廃棄されていない」「文書管理についての職員の意識が低い」が、いずれも22だった。

(13) 国や県への要望など

設問では「全国には、都道府県と市町村が文書の管理（保存や活用等）に関して、協議会等の話し合いの場を設けている事例（群馬県、広島県、鳥取県等）があります」との事例を紹介して、文書管理に関する福島県や国への要望、文書管理に関する回答者の考えなどの記述をお願いした。

主な回答は次の通りである。

【意見交換や研修、情報提供】

- ・意見交換や研修等の場を設けてほしい。
- ・歴史情報・公文書館（仮称）の設置が予定されているため、公文書管理の在り方について検討中であり、公文書管理法の趣旨にのっとった文書管理を進めるため、先進自治体の事例を研究しているところであるが、自治体の文書管理の現状は様々であり事例研究だけでも事務負担は大きい。また、国の行政文書のガイドラインも改正されたが、公文書管理がこれまでの紙媒体から電子媒体への急速な移行期にあり、

これまでの紙媒体を主とする文書取扱規程では対応し切れない部分が多い。県レベルでの協議会等の話し合いの場やガイドラインがあれば、適正な文書管理が実現するのではないかと思う。

- ・文書管理に対する意識の向上が課題と考える。どのように解決していくか、ノウハウが不足している。他団体の取組み（優良事例）を伺いたい。
- ・文書管理に関する全国自治体の先進事例等を集約し、提供してほしい。紙文書を電子化した際に、元の紙文書を廃棄できる制度の研究と全国の自治体への展開を図ってほしい。
- ・自治体によって文書の量、価値観は様々であろうから、取扱いについてはそれぞれの自治体の裁量になるのではないか。他自治体の先進的な取組みがあれば、情報提供はしていただきたい。
- ・歴史的公文書の判断基準や具体的な例示、他市町村の取組などを参考に伺いたい。
- ・国や県主催の学習会等を開催してほしい。
- ・県の事務担当者等から、研修会等の情報交換の場を提供していただきたい。国に対しては、再度文書管理の見直しの契機を作るためにも、個人情報保護法のように一律した条例改正や制定を各地方公共団体に求めることや、自治体DXに関連した文書管理や決裁の電子化等に合わせた文書管理のルールを改めて示していただきたい。公文書管理法が制定されてから10年以上が経過し、条例の制定状況の調査等が行われているが、条例の制定が求められているのか、規則、規程等のままでよいのか、意図も不明瞭なものである。
- ・他市町村ではどういった対応がなされているのかという情報がほとんど共有されていないので、共有してほしい。震災等があった都道府県や市町村では震災関連文書がどういった保存方法を取り入れているのかが知りたい。
- ・文書の管理や廃棄について他自治体の話を聞く機会があるといいと思われる。当団体では毎年1回書庫整理を行い文書の移動や廃棄を行っているが、作業に相当な手間がかかっているため、より効率のいい方法があれば知りたい。

#### 【県全体での取り組みや仕組み】

- ・福島県が主導し、県内統一のシステムでの文書管理を紙からデータに移行してほしい（住民が閲覧する際に、検索が簡単になる。文書管理が簡易になる。書庫が不必要となる）。
- ・歴史的公文書、当団体の場合は東日本大震災及び原発事故関連になるが、これは当団体だけのものではなく、福島県、国にも関わる重要なものとする。各自自治体の判断で対応することも必要であるが、統一的なマニュアルや基準を設ける必要があると考える。
- ・文書管理システムの費用負担軽減を図るため、共同導入できたらよいと考える。
- ・震災関係文書の廃棄基準を早急に示してほしい。
- ・文書管理の電子化等を進めていくにあたって、市町村単位でのシステム導入は困難であるため、国や県で統一のシステムを共同で利用できるようになると良いと思われる。

#### 【市町村への支援】

- ・システム導入の財政支援及び人的なサポートがあると良い。特に通常業務が多岐に渡り、各課の文書管理を整理する時間と労力が足りない。
- ・歴史的公文書の選別等に関しては専門の知識や経験が必要であり、専門職の配置や養成に関し国からの支援が必要と考える。

#### 【その他】

- ・DXの推進のため、今後文書管理の方法を見直していく予定である。

## IV アンケート結果から浮かび上がる課題と、考察

アンケートを通して判明した主な課題を整理しつつ、以下の通り、考察した。

### 1 公文書管理の根拠となる例規

「行政の内部ルールである規程や規則が中心」

先述の内閣府の調査によると、2022年（令和4年）4月1日時点における公文書管理のための「条例等」の制定状況は、全47都道府県が「条例等」を制定しているが、条例そのものは15団体だった。「条例等」が制定されている市区町村は1694団体（97%）で、福島県などの36都道府県で管内の全市区町村が「条例等」を制

定している。この設問は「条例等」であり、条例以外の規則や規程などが含まれている。<sup>11)</sup>

条例の制定には議会の議決が必要である。一方、規則や規程は議会の議決がなくても、原則としては各行政機関の長の判断で定められる。「条例」と「規則や規程」とは重みや役割が格段に違う。一般財団法人地方自治研究機構のホームページには「公文書管理に関する条例（令和4年9月1日更新）」があり「条例制定状況」や「法律の制定とその後の状況」「個別自治体の条例」などの項目が設けられている。その中には「公文書管理条例について、条例のみに限った制定状況については、地方自治研究機構が各自自治体の例規集等を調べたところ、令和4年7月19日時点で、以下の通り、都道府県で15団体、指定都市で6団体、市区町村（指定都市を除く）で32団体の制定が確認できる。全体としてみると、公文書管理条例を制定している自治体は少ないといえる」との記述がある。<sup>12)</sup>

筆者のアンケートで示した通り、アンケートの回答時点において、福島県内で公文書管理に関する条例を制定した市町村はない。8割強の51市町村が規程であり「条例の制定に向けて検討」は1団体だけだった。福島県（知事部局）も令和5年1月1日現在、県文書等管理規則を定めているが、条例は制定していない。福島県内は県も市町村も全国に比べて、条例制定の取り組みが進んでいないといえる。

規程の内容をホームページで閲覧できる複数の市町村の条文を見ると、名称は「規程」という形で表されているが、発令の形式は「訓令」とする市町村が見られる。福島県が県職員向けに出している手引書「文書事務ガイドランス」（平成30年6月）の用語の説明によると、「訓令」の意味は「権限の行使又は職務の遂行に関して、所属の機関又は職員に対して発する命令」と記述される。訓令による「規程」は、組織内部の事務処理に関する命令の性格が極めて強いといえよう。

### 2 公文書館の設置が進まない主な理由

「財源や職員の確保が困難」

公文書館の設置についての法的な根拠は公文書館法である。同法は「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書そ

の他の記録を含む。次項において同じ。)を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする」と定める。<sup>13)</sup> 設置については「公文書館は、国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号)の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する」「地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない」と規定する。

福島県内の市町村においては、同法に基づく公文書館は設置されていない。歴史資料館などの類似施設での対応が3団体だった。公文書館の設置が進まない理由は「整備する財源の確保が難しい」「業務に従事する職員の確保が難しい」「現在の規則や規程等で定めた保管または保存の方法で十分に対応できている」が目立った。市町村の個別事情や政策判断によっても異なるが、大勢としては、公文書館の設置事業の優先順位は、他の事務や事業に比べて低い傾向がうかがえる。

### 3 廃棄の判断基準や手続き

「未策定や内部判断で」

保存や保管の期限を迎えた文書を廃棄する際の客観的な評価や判断の基準については「基準を設けていない」が8割を占めた。いわゆる「歴史的公文書」に該当するかどうかを判断する評価基準の有無でも、8割は「設けていない」と答えた。また、ほとんどの市町村が廃棄の是非について外部の第三者の意見を聞く仕組みを設けていない。

判断基準や外部の視点がなければ、単に期限を迎えたというだけで文書を廃棄したり、文書の重要度を改めて確かめずに廃棄したりする可能性がある。

### 4 不適切な管理

「所在不明、誤廃棄、廃棄記録の不作成…」

筆者は令和4年3月にまとめた拙稿「福島県の公文書管理の問題点と改革の視点」において、福島県の主に知事部局の多くの部署で、文書を廃棄する際の記録の未作成などの不適切な取り扱いを指摘した。<sup>14)</sup>

アンケートへの回答を通して、県内の市町村においても、公文書の不適切な取り扱いの事例が明らかになった。市町村が個別の不祥事などで事例を公表する場合はあるが、県内の多くの市町村の不適切な事例がまとめて判明

するのは、おそらく今般のアンケートが初めてである。アンケートの趣旨に理解を示して、率直に回答をお寄せくださった各市町村に対して、筆者は心より感謝し、御礼を申し上げる。

アンケートに対して、ほぼ半数の31市町村が「適切に管理されていない部分がある」と答えた。具体的な事例には「文書の所在不明」や「誤廃棄」をはじめ「文書の廃棄に係る記録の未作成」「定期的に行うこととされている点検の未実施」「文書の整理・保管に関する帳票の未作成」「基準はあるものの、各職員が保存年限の判断を行っている部分がある」などがあつた。

その一方で、多くの市町村が「廃棄に当たっての複数人での確認」や「所属ごとの文書管理責任者の選任」などの適切な取り扱いを目指す対策を取っていることも分かった。

### 5 震災関連公文書の取り扱い

「保存と廃棄の狭間で揺れる」

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故に関わる市町村の公文書は膨大な量に上る。廃棄した文書がある市町村と、全ての文書を保存あるいは保管している市町村に大きく分かれた。同時に、市町村が震災関連公文書の重要性や歴史的役割を認識しつつも「保存期間」や「保存の場所や費用」に悩みを抱える様子が見えられた。

震災と原発事故は日本にとどまらず、世界史に刻まれる災害であり、本来であれば、国、県、市町村が作成、取得した文書は全て後世に引き継ぐのが理想である。しかし、現実には膨大な文書を整理して、保存(保管)する場所を確保するには費用と人手と時間がかかる。また、複数の機関が同じ文書を保有する場合や、一般的に公表されている文書もあり、全ての文書を保存する必要があるかどうかは議論が分かれる。

アンケートによると、県内の市町村で廃棄された文書は「重要度の低い一般文書」「照会・回答などの一般文書」「東日本大震災や原発事故に関する国や県からの通知文で、保存し続ける必要がないと思われるもの=会議通知、資料など」「事務連絡等意思決定を伴わない文書」などが多かった。

廃棄された中には「避難者支援」「環境放射線モニタ

リング調査結果」「パソコンが動かなかった（発災直後）時の手書き文書」「福島原子力発電所事故損害賠償請求等に係る支援」などの文書があった。筆者は「文書名だけから見れば、保存の検討が必要な文書が含まれていた可能性があったのではないかと推し量った。

## 6 『平成の大合併』の文書の管理

「年月の経過とともに、おそろかになる懸念」

福島県内の市町村数は 1953 年（昭和 28 年）からの「昭和の大合併」などによって 90 となり、2004 年（平成 16 年）からの「平成の大合併」によって、その 3 分の 2 程度の 59（13 市 31 町 15 村）となった。<sup>15)</sup>

歴史研究や歴史資料保存などの関係団体は「平成の大合併」に際して、旧市町村の公文書の散逸や安易な廃棄を防ぐための取り組みの必要性を訴えていた。総務省も地方公共団体に「市町村合併時における公文書等の保存について（要請）」<sup>16)</sup> や「市町村合併時における公文書等の適切な保存に係る一層の推進について」<sup>17)</sup> などを発出した。

福島県内では「平成の大合併」によって新しい市や町がスタートして以来、本年（2023 年、令和 5 年）で 15 年～ 19 年程度が経過する。合併した市町からは旧町村の公文書の管理の課題として「保存（保管）するスペース（施設や設備）や費用、人員の確保」や「保存（保管）の期限の線引き」を挙げる意見が多かった。記述式の回答では「保存しているだけで管理ができていない」「台帳がないため、廃棄管理が難しい」「文書の存在が管理されていないものがある」などの具体的な悩みも寄せられた。抜本的な対策を講じないと、散逸や廃棄などの危惧が現実となる可能性が高まる。

## 7 紙からデジタルへの急速な移り変わり

「想定外の課題に手探りが続く」

国の行政機関においては、2018 年 7 月に出された「公文書管理の適正の確保のための取組について」の中で「今後作成する行政文書は電子的に管理することを基本とする」との方針が示された。<sup>18)</sup> 2019 年 3 月に「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（内閣総理大臣決定）をまとめ、<sup>19)</sup> 2022 年 2 月には公文書管理課長通知「デジタル技術を用いた行政文書の作成・管理等について」を出した。<sup>20)</sup>

公文書管理課長通知には「デジタル技術の進展により、公文書管理法制定時には想定していなかった行政文書の取扱いが生じている。こうしたことも踏まえ、デジタル技術を活用した行政文書の作成・保存等に関する日々の実務を行うに当たっての公文書管理法上の整理を以下のとおり行った」と記されている（※「通知」の「以下」の内容は省略）。

筆者のアンケートにおいて、電子化を巡る課題が記述式で数多く挙げられ、回答件数は合わせて約 60 件の多さだった（1 つの回答の中に複数の項目がある場合は、複数の件数として数えた）。具体的な回答では「電子化の導入や維持の費用」「紙文書との兼ね合い」「電子文書の原本性の確保」「リスク管理やセキュリティ対策」などが目立つ。デジタル技術の急速な進展に手探りで対応する市町村職員の姿が浮かぶ。

## V 本稿の結論と提言

アンケートの結果を基にした分析と考察を踏まえて、本稿の結論と改善に向けた提言を次の通り記述する。

### 1 各市町村における部署ごとの課題の総点検

アンケートの結果から見ると、市町村の担当者が全般的な課題そのものは認識している状況が分かった。具体的には①書庫などの保存（保管）スペースの不足②所属ごとに文書の分類や綴り方が異なる③文書管理についての職員の意識が低い—などである。

その一方で、ほぼ半数の市町村は「現在の規則や規程等で十分に対応できている」とも答えた。担当者は課題を受け止めつつも、日々の実務が大きな問題も表面化せずに、慣行的に行われてきた結果、具体的な改善に踏み切れない様子がうかがえる。まずは、市町村ごとに全ての部署の課題を個別に洗い出してほしい。

### 2 管理ルールの見直しと、条例制定の研究

公文書管理法の趣旨を踏まえると、県や市町村の公文書は住民共有の知的資源であり、住民が主体的に利用できるものである。この考え方に立てば、公文書管理のルールは、住民から選ばれた議員で構成する議会の議決に基づく「条例」が最もふさわしい。

しかし、条例の制定だけで公文書の管理状況が飛躍的に改善するわけではない。実務の道しるべとなる指針や

手引書を見直したり、新しく作成したりする必要がある。このほか、保存スペースの確保や職員の意識改革などの幅広い対応が肝要である。当面は規則や規程、指針などを見直して、その後に条例制定に結び付ける2段階の手法も考えられる。

市町村の公文書管理業務は主に総務部門が担当する場合が多い。市町村によっては、1人の職員が公文書管理を含めて多くの業務を掛け持ちする。例規の見直し作業には、法や制度に関する専門的な知識、国や他の地方公共団体の事例研究、学界や関係団体の最新動向の把握などが不可欠である。条例制定を目指すとなれば、担当職員の負担は極めて大きい。市町村長をはじめとする幹部の決意と指導力や、役所全体での意識改革が重要である。

### 3 公文書館の役割を果たす施設や部署の選定

公文書館の設置は条例制定と同じく、最も重要な取り組みの1つである。しかし、県内において、公文書館法に基づく公文書館を設置した市町村は無い。歴史資料館などの公文書館の類似施設を活用する市町村も少数であり、多くの市町村は役所の書庫などで対応する。専用施設や類似施設などの専門部署で歴史的な公文書を管理する仕組みが大事である。

歴史的な公文書を普段、利用する住民は、歴史に関心がある人などに限られるとみられる。しかし、公文書館の設置を議論するに当たって、利用者の多寡や短期的な「費用対効果」を主たる論点とすることは避けなければならない。「平成の大合併」に関わる公文書の散逸の懸念が筆者のアンケートで分かった。公文書館の設置は先人の労苦と生きた証し、地域の来し方と誇りを後世に伝える営みの1つと捉えるべきである。

### 4 廃棄の基準や歴史的公文書の取り扱いの明確化

廃棄や保存の評価選別の基準が曖昧なままでは、誤廃棄や恣意的な廃棄につながりかねない。条例の制定を待たなくとも、評価選別の仕組みや基準をつくることはできる。また、公文書管理を役所の内部と、外部の第三者の双方から点検する仕掛けも大切である。

公文書は行政の事務や事業を書き留めると同時に、民間の活動、住民の暮らしや思いを映し出す。その時々々の地域をつづる公式記録の1つといえよう。東日本大震災の後も地震や台風などの自然の猛威が続く。新型コロナ

ウイルス感染症の流行も先行きを見通せない。これらの出来事に関する公文書は将来の災害や感染症の備えに役立つ。どのような公文書を、どのような形で残すのかを、あらかじめ定めるべきである。

### 5 電子化の潮流に向き合いつつ、デジタルアーカイブを見据えた検討

公文書の電子化は大きな潮流である。アンケートの回答に「公文書管理がこれまでの紙媒体から電子媒体への急速な移行期にあり、これまでの紙媒体を主とする文書取扱規程では対応し切れない部分が多い」との意見があった。すでに導入した市町村は成果と課題を検証し、これから導入する市町村は先進事例を自らの実情に合うシステムに生かす取り組みが欠かせない。紙媒体の単なる電子化にとどまらず、保存した電子データを、誰もが時間や場所を選ばずに利用できるデジタルアーカイブの創設を念頭に置く必要がある。

### 6 県と市町村との話し合いの場の設置と、市町村の模範となる県条例の制定

福島県議会の令和3年度決算審査特別委員会(令和2年度決算)の記録によると、東日本大震災・原子力災害伝承館の資料収集に関する質問に対して、県側は「基本的に県や市町村の公文書管理はそれぞれの固有事務である」と答えた。<sup>21)</sup>

筆者は本稿の取りまとめに当たり、福島県に対して、市町村の公文書管理についての考え方などを文書で尋ねた。県(総務部 市町村行政課)の回答書には「市町村における公文書の管理につきましては、それぞれの市町村が自治事務として関係例規等の定めに従い処理するものと理解しておりますが、市町村から求めがあった場合には、県における取扱など必要な情報を提供する考えであります」と記述されている。

地方自治法において、都道府県や市区町村の事務は、自治事務と法定受託事務に分けられる。一般的に、市区町村の公文書管理は自治事務に位置づけられる。

上記以外の県の主な回答は次の通りである。

質問【公文書管理法の施行後、県と市町村との間で行われた意見交換など】

回答【公文書管理法の施行後、県内59市町村と県との間で、公文書管理に関する意見交換などの機会や会

合、研修の場等が設けられたことがわかる公文書を検索しましたが、当課では該当するものが見当たりませんでした】

質問【市町村に対する情報提供など】

回答【東日本大震災等に関連する文書を始め市町村における公文書の管理につきましては、市町村の自治事務であります。特に原子力損害賠償請求に係る文書等の保管につきましては、市町村においても県の取扱と同様の措置が講じられることが望ましいと考えられたことから、県内各市町村に対し、平成 29 年 3 月に、次のように情報提供したところです。

趣旨：原子力損害賠償請求を実施している事業等の文書等については、今後長期にわたり請求に係る根拠資料として使用することが見込まれるため、各市町村におかれましては、賠償金の支払が完了するまで、それぞれの文書管理規則等で定められた保存期間を延長するなど、適切に管理するようお願いいたします】

なお、県から筆者に提供された「原子力損害賠償請求に係る文書等の保管について（通知）」には、通知の根拠として「地方自治法第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです」との記述がある。

ところで、県内の一部の市町村では、公文書管理の在り方を見直す動きが始まっている。中でも、郡山市の取り組みは最も先進的な事例の 1 つといえよう。同市はホームページで次のように説明している。<sup>22)</sup>

「郡山市公文書等の管理指針の運用

郡山市では、公文書管理の見直しを進めており、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）の趣旨にのっとった公文書管理を進めるため、『郡山市公文書等の管理指針』を策定しました。この指針は、郡山市の公文書管理全体の指針として、令和 4 年度から運用し、適正な文書管理を推進しますが、運用が難しい部分については、段階的に整備を進める予定です。今後は、この指針に基づき、公文書管理に関する関係例規等の整備を進めます」

「郡山市公文書等の管理に係る懇談会

郡山市における公文書等の適正な管理の徹底、歴史的公文書等の選別及び移管の基準策定等、公文書管理に係

る例規整備を行うに当たり、有識者から意見を聴くため、懇談会を開催します」

この管理指針の「はじめに」の記述によると、郡山市は「(仮称) 郡山市歴史情報・公文書館」を整備中である。各市町村の担当者が管理指針や懇談会の議事録などの資料を参照して、同様の取り組みが広がるように期待する。

福島県と県内の市町村は震災と原発事故という共通テーマの公文書を多数、保有している。他の都道府県には見られない大きな特徴である。「公文書管理は自治事務である」という考え方に立ったまま、震災関連公文書の管理を市町村の判断に委ねておくだけでよいのだろうか。

全国には、県と市町村が公文書管理をテーマに「会議」や「協議会」を設ける事例がある。<sup>23)</sup> 福島県においては、東日本大震災の公文書を中心にした災害全般の公文書に関して、全国のモデルとなる管理方法を工夫してほしい。併せて、福島県の歴史に刻まれる災害や感染症などの出来事、県の重要施策や大規模事業の公文書を県と市町村が共通の認識で扱う仕組みを望む。

まずは、県が自らの全行政機関を対象とする条例を制定して、市町村に範を示すべきである。

## VI 謝辞

今般のアンケートと拙稿の取りまとめに当たり、福島県内の 59 市町村や福島県の各部署の皆さまより多くのご教示とご指導を頂きました。心より御礼申し上げます。

## VII 引用文献、参照文献

- 1) 内閣府ホームページ「公文書管理制度 関係法令」,  
<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/kobunsyokanriho.pdf> (2022 年 12 月 21 日確認)
- 2) 安田信二. 東日本大震災と原子力災害の公文書を後世に伝えるための課題と方策—福島県の現状確認を事例に—. 福島学院大学研究紀要. 2022, 63, p.4-17.
- 3) 内閣府 (2022). 地方公共団体における公文書管理の取組調査,  
<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/local/mieru/>

- mieru.html (2022年12月21日確認)
- 4) NHK NEWS WEB. 福島 NEWS WEB. どうなる？震災行政文書の行方,  
<https://www3.nhk.or.jp/lnews/fukushima/20220608/6050018853.html> (2022年12月21日確認)
  - 5) 例えば、共同通信社が調査して、記事の配信先である新聞社の新聞紙面などに掲載された事例がある。福島民報 2020年3月10日, p.2 など。
  - 6) 宇賀克也. 逐条解説 公文書等の管理に関する法律 (第3版). 2015, 東京: 第一法規.
  - 7) 早川和宏 監修 地方公共団体公文書管理条例研究会 著. こんなときどうする? 自治体の公文書管理~実際にあった自治体からの質問36. 2019, 東京: 第一法規.
  - 8) 宮間純一編. 公文書管理法時代の自治体と文書管理. 2022, 東京: 勉誠出版.
  - 9) 国立公文書館の情報誌「アーカイブズ」,  
<https://www.archives.go.jp/publication/archives/> (2022年12月23日確認)
  - 10) 「保管」と「保存」の定義は地方公共団体によって異なる。福島県文書等管理規則を例に挙げると、保管が「事務室」において、保存が「書庫」において、管理することを指す。
  - 11) 前掲3) 「地方公共団体における公文書管理の取組調査」
  - 12) 一般財団法人 地方自治研究機構ホームページ「条例の動き 自治 公文書管理に関する条例」  
[http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/019\\_officialdocumentmanagement.htm](http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/019_officialdocumentmanagement.htm) (2022年12月21日確認)
  - 13) 前掲1) 「公文書管理制度 関係法令」
  - 14) 安田信二. 福島県の公文書管理の問題点と改革の視点—廃棄の記録を手掛かりに—. 福島学院大学研究紀要. 2022, 62, p.18-30.
  - 15) 福島県 (2021), 令和3年版 福島県勢要覧,  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/478471.pdf> (2022年12月21日確認)
  - 16) 総務省 (2002). 市町村合併時における公文書等の保存について (要請),  
[https://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/gapei\\_100317\\_3.pdf](https://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/gapei_100317_3.pdf) (2022年12月21日確認)
  - 17) 総務省 (2006). 市町村合併時における公文書等の適切な保存に係る一層の推進について,  
[https://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/gapei\\_100317\\_1.pdf](https://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/gapei_100317_1.pdf) (2022年12月21日確認)
  - 18) 内閣府 (2018). 公文書管理の適正の確保のための取組について,  
<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/tekisei/honbun.pdf> (2022年12月21日確認)
  - 19) 内閣府 (2019). 行政文書の電子的管理についての基本的な方針,  
<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/densi/kihonnstekihousin.pdf> (2022年12月21日確認)
  - 20) 内閣府 (2022). デジタル技術を用いた行政文書の作成・管理等について,  
<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/densi/tsuchi2.pdf> (2022年12月21日確認)
  - 21) 福島県議会 (2021). 令和3年度決算審査特別委員会 (令和2年度決算) の記録,  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/498674.pdf> (2022年12月21日確認)
  - 22) 郡山市ホームページ「郡山市の公文書管理」,  
<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/1/39700.html> (2022年12月21日確認)
  - 23) 例えば、鳥取県ホームページ「公文書館 市町村との連携・協力」によると、鳥取県には「県市町村歴史公文書等保存活用共同会議」が設けられている。会議の目的には「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例の趣旨に基づき、県や市町村、県民の保有する歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利活用推進について、会員相互の連携を図り、開かれた行政の推進と地域の学術・文化の発展に寄与することを目的とする」を掲げる。  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/80252.htm> (2022年12月21日確認)

令和5年1月11日受付 令和5年2月6日受理

安田信二：福島県内の全 59 市町村における公文書管理の現況と改革の提案  
—東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の記録を将来への教訓に生かすために—

## 【研究ノート】

# SDQ を用いた 5 歳児健康相談事業の取り組み

小野舟瑛\*・野村昂樹\*\*

### 要約：

本研究では A 町で実施された 5 歳児健診において、支援を要すると判断された子どもの特徴について SDQ を用いて検討した。2018-2021 年度の 5 歳児健診に参加した 436 名を分析の対象とした。結果より、SDQ の保護者評定において約 20% が臨床域に該当しており、尺度標準化の際の基準（10%）よりも多かった。また、健診で支援を要すると判断された子ども（FU 群）は 40% 以上となり、先行研究での報告よりも多かった。これは A 町の 5 歳児健診では精神医学的な診断だけでなく FU 群の選定基準をより広義にしたためと考えられる。分析の結果、FU 群は家庭と幼稚園の双方において情緒および行動上の問題を抱えていることが示唆された。FU 群に該当した子どものなかには発達上の問題を抱えている児が含まれる可能性があるため、専門機関での精査や個別の支援計画の作成をおこない、支援していく必要があると考えられた。

### キーワード：

5 歳児健診, 子どもの問題行動, 子どもの強さと困難さアンケート (SDQ)

### 英文キーワード：

health examination for five-year-old children, children's behavior problems, Strength and Difficulties Questionnaire (SDQ)

## I 目的

### 1. 乳幼児健康診査について

乳幼児健康診査事業（以下、健康診査を健診と略す）は母子保健法に基づいておこなわれており、3 歳児健診は 1961 年から、1 歳 6 か月健診は 1977 年から開始された（国立成育医療研究センター, 2018）。1 歳 6 か月健診では、運動機能や視聴覚の障害、精神発達の遅滞などの心身障害の早期発見、むし歯の予防、栄養状態の確認などを目的に、3 歳児健診では身体の発育、精神発達

面や視聴覚障害の早期発見などを目的におこなわれている（梅木, 2018）。当初は子どもの発育や栄養の改善、股関節脱臼などの疾病の早期発見を目的に実施されてきたが、時代の経過に伴い親子の関係性や親のメンタルヘルス、発達障害の早期発見、子どもの虐待未然防止などその目的も変化している。

発達障害の早期発見は乳幼児健診の重要な課題となっているが、小枝（2006）は平成 16 年度に鳥取県内 24 町村で 5 歳児健診を実施し、軽度発達障害（学習障害、注意欠陥／多動性障害、広汎性発達障害、軽度精神遅滞）が疑われる児が 9.3% おり、その半数以上が 3 歳児健診で発達上の問題が指摘されていないことを明らかにした。3 歳未満の子ども同士がお互いの思いや意図を共有

\*福島学院大学短期大学部保育学科 講師

\*\*総合医療センターひなが

表1 5歳児健診の内容と主たる目的の一覧

	内容	社会性	身体の発達	理解	言葉
(1) はじめの会	手遊び, 挨拶, 日付・天気・予定・約束の確認	●			
(2) 自己紹介	クラス名・名前・年齢を言う, 友達が言い終わったら拍手	●			●
(3) 絵本の読み聞かせ	始まりの手遊び	●	●	●	
(4) リズム遊び	まねっこ, 手拍子, じゃんけん遊び	●	●	●	
(5) ルール遊び	絵合わせカードゲーム	●	●		
(6) ごっこ遊び	お店屋さんごっこ	●		●	●
(7) 運動遊び	ケンケンパ, 平均台渡り, 跳び箱のぼりとジャンプ, 的当て	●	●		
(8) 終わりの会	活動の振り返り	●	●		
(9) 創作遊び*	お絵描き, 鉄を使った創作		●	●	

\* 午後の活動

するには大人の援助が必要な場合が多いが、3歳以上になると言葉でのやり取りをしながらコミュニケーションをとることができるようになる。そのため、3-4歳頃に集団のなかでコミュニケーションをとりはじめた頃に言葉の遅れや疎通の困難さといった発達特性が顕在化し、発達障害の診断につながっていくと考えられる。健診における発達障害の早期発見については、5歳児の段階で健診を実施して子どもの発達特性を把握し、その対処法を備えることが望ましいと指摘されており（小枝他，2007）、5歳児健診の必要性は高いと言える。

## 2. A町における5歳児健診の取り組み

発達障害の早期発見に5歳児健診の有用性が示されるなか、A町では就学に向けた支援や情報共有を早期からおこなうことを目的に5歳児健康相談事業（以下、5歳児健診）を2018年度より開始した。

5歳児健診はA町の保健福祉センターが主体となっておこなっている事業で、毎年8月に町立幼稚園の5歳児クラスを対象に健診の案内を出し、周知した。同年9月に保護者と幼稚園の担任を対象に、子どもの健康面や行動面で気になる点、園での気になる点やそれに対する対応方針について尋ねる事前アンケートをおこなった。そして、5歳児健診を担当する保健師が（1）事前アンケートの結果、（2）3歳児健診の結果、（3）医療機関および療育機関の利用状況、（4）家庭状況、（5）その他（町外

からの転入など）、の基準をもとに健診で観察が必要となる子ども（観察対象児）を抽出した。

同年10-12月に相談員（保健師、公認心理師、特別支援学校教諭、スクールソーシャルワーカーなど）が幼稚園を訪問して、集団活動場面における観察対象児の行動観察をおこなった。集団活動では、子ども達の「社会性（友だち関係やルール理解など）」「身体の発達（粗大運動や運動協調性など）」「理解（言語および視覚情報の理解など）」「言葉（発語や発音など）」の評価を目的とした課題遊びを設定し（表1）、担任によって実施した。行動観察後に、相談員と担任・管理職（園長・教頭）とで検討会議を開催し、行動観察および事前アンケート、3歳児健診の結果をもとに、観察対象児への園での対応についてコンサルテーションをおこなった。さらに、そのなかから支援を要する子どもを抽出し、その子への支援として保健師による面談や医療機関・療育機関への紹介といった介入方針を決定した。その後は介入方針をもとに、担任および保健師による介入がおこなわれた。この5歳児健診における「支援を要する子ども」とは必ずしも精神医学的な診断に基づくものではなく、Bio-Psychosocial model (Eagle, 1977) による総合的なアセスメントに依拠するものである。

同年12月から翌年2月に相談員が幼稚園を再度訪問し、支援を要する子どもの通常保育場面の行動観察をおこなった。その後、相談員と担任・管理職とで会議をお

こない、園での経過や支援の状況について情報共有をおこなった。

### 3. 子どもの問題行動の評価

子どもの強さと困難さアンケート (Strength and Difficulties Questionnaire: SDQ; Goodman, 1997) は、子どもの日常行動を評価し、情緒や行動面の問題を把握することを目的とした評価ツールである。SDQは全25問という少ない項目数で、幼児期から青年期という幅広い年代の適応と精神的健康状態を網羅的に評価できる。日本語版は、4-5歳を対象にした保護者評定・教師評定 (飯田他, 2014) や7-15歳を対象とした保護者評定・教師評定 (Moriwaki & Kamio, 2014), 16-18歳を対象とした保護者評定・教師評定・本人評定 (齋藤・神尾, 2020) が開発されている。先行研究において、信頼性と妥当性が確認され、カットオフポイントが報告されている。

健診や発達障害の早期発見にSDQを活用した事例も報告されている (和田他, 2016; 植松, 2016)。和田他 (2016) は、5歳児健診で担任保育士または担任教諭にSDQを実施し、その結果SDQが発達障害児をスクリーニングするツールとして有用であることを報告している。また、植松 (2016) は、年少児 (3歳児クラス) を対象にした4歳児発達相談にSDQを活用しており、個人の発達評価や発達の経過を踏まえる必要があるものの、SDQは発達相談の簡易的なスクリーニングとして活用可能であることを示唆している。

A町の5歳児健診においても子どもの評価にSDQを活用しており、保護者と担任を対象に実施している。野村・小野 (2021) は、A町の5歳児健診で支援を要すると判断された子どもの行動の特徴と健診の介入効果について検討した。その結果、支援を要する子どもは (1) SDQ得点は全般的に高いこと、(2) コンサルテーションによって健診後の半年という短期間でも行動上の問題が緩和した可能性があること、ことを報告した。また、5歳児健診で支援を要する子どもの抽出基準として、担任が評定したSDQ (教師評定) の結果を活用することが有用であること (野村・小野, 2022)、支援を要する子どもについて就学前に担任がSDQを用いて評価したとこ

ろ友だちとの交流に課題があると捉えていたこと (小野・野村, 2022)、が報告されている。

### 4. 目的

先行研究 (野村・小野, 2021; 小野・野村, 2022) は単年のデータを解析したものであるため、調査対象年度の特性が結果に影響を及ぼしている可能性が考えられる。そこで、本研究では複数年のデータを分析の対象とし、A町の5歳児健診において支援を要すると判断された子どもの特徴について検討することを目的とした。

## II 方法

### 1. 対象者

2018-2021年度においてA町立幼稚園の年中クラスに通う園児のうち、5歳児健診に参加した438名からデータに欠損がみられた2名を除いた436名 (男児215名, 女児221名, 平均年齢=4.48, SD=0.50) を分析の対象とした。

### 2. 調査項目

子どもの情緒や行動面の問題の評価にSDQを用いた。SDQは、情緒の問題 (Emotional Symptoms: ES)、行為の問題 (Conduct Problems: CP)、多動/不注意 (Hyperactivity / Inattention: HI)、仲間関係の問題 (Peer Problems: PP) の4つの困難さに関する下位尺度と、向社会行動の強さ (Prosocial Behavior: PB) の強さに関する下位尺度から構成されている。各下位尺度5項目、合計25項目からなり、保護者または教師が各項目に3件法 (「あてはまらない (0)」～「あてはまる (2)」) で回答する。回答結果から、各下位尺度の得点と困難さに関する4つの下位検査の合計得点である「総合的困難さ (Total Difficulties Score: TDS)」が算出される。PBは得点が高いほど適応がよく、それ以外の4つの下位尺度は得点が高いほど適応が悪いことを意味する。各得点から3つのSDQ区分 (正常域, 境界域, 臨床域) に判別される。本研究では、飯田他 (2013) のカットオフポイントに従い、SDQ区分の判定をおこなった。

表2 FU群と対照群のSDQ得点の比較

	全体		FU群		対照群		<i>p</i> value	効果量 ( <i>r</i> )
	M	SD	M	SD	M	SD		
<b>保護者評定</b>								
TDS	9.09	4.68	10.90	4.83	7.78	4.11	<0.01 **	-0.33
ES	1.68	1.69	1.91	1.87	1.52	1.53	0.06	-0.09
CP	2.17	1.60	2.59	1.69	1.86	1.46	<0.01 **	-0.22
HI	3.47	2.10	4.27	2.17	2.88	1.85	<0.01 **	-0.33
PP	1.78	1.45	2.13	1.57	1.52	1.29	<0.01 **	-0.20
PB	6.49	1.94	6.14	1.90	6.74	1.94	<0.01 **	-0.16
<b>教師評定</b>								
TDS	6.72	5.59	10.05	5.94	4.28	3.80	<0.01 **	-0.51
ES	0.75	1.19	0.99	1.38	0.58	1.00	<0.01 **	-0.16
CP	1.30	1.77	2.04	2.10	0.76	1.25	<0.01 **	-0.34
HI	3.35	2.88	5.04	2.86	2.11	2.18	<0.01 **	-0.50
PP	1.31	1.75	1.97	2.05	0.83	1.30	<0.01 **	-0.31
PB	5.42	2.41	4.32	2.46	6.22	2.04	<0.01 **	-0.38

\*\*  $p < 0.01$ 

※ TDS:総合的な困難さ, ES:情緒の問題, CP:行為の問題, HI:多動/不注意, PP:仲間関係の問題, PB:向社会行動の強さ

### 3. 統計解析

5歳児健診の結果、支援を要すると判断された子どもをフォローアップ群 (FU群: 184名)、それ以外を対照群 (252名) に分類した。統計解析にはSPSS (ver.28.0) を使用し、有意確率は5%とした。

#### (1) FU群と対照群におけるSDQ得点の比較

Shapiro-Wilk 検定の結果、全てのSDQ得点において有意差が認められた ( $p < 0.01$ )。そのため、Mann-Whitney の  $U$  検定を用いて2群間におけるSDQ得点の比較をおこない、効果量 ( $r$ ) を算出した。

#### (2) FU群と対照群におけるSDQ区分の比較

2群間のSDQ区分 (正常域、境界域、臨床域) の割合について  $\chi^2$  検定を用いて比較をおこない、効果量 (Cramer's  $V$ ) を算出した。

### 4. 倫理的配慮

本研究は研究倫理指針に則った倫理的配慮をおこない、同内容についてA町保健福祉センターの承認を得て実施した。対象者に本研究について説明をした書類と同意書を配布し、本研究への参加同意を得た。

### III 結果

#### 1. FU群と対照群におけるSDQ得点の比較

Mann-Whitney の  $U$  検定の結果 (表2)、保護者評定においてTDS・CP・HI・PPにおいてFU群の方が対照群よりも有意に高く、PBではFU群の方が有意に低いことが示された ( $p < 0.01$ )。効果量はTDS・HIが中程度、CP・PP・PVが小程度であり、ESは効果量なしであった。教師評定では、PB以外の全てにおいてFU群が対照群よりも有意に高く、PBはFU群の方が有意に低いことが示された ( $p < 0.01$ )。効果量は、TDSが大程度、CP・HI・PP・PBが中程度、ESが小程度の効果量が認められた。

#### 2. FU群と対照群におけるSDQ区分の比較

$\chi^2$  検定の結果 (表3)、保護者評定ではTDS・HI・PB ( $p < 0.01$ ) とCP・PP ( $p < 0.05$ ) で有意差が認められた。残差分析の結果、TDS・CP・PP・PBではFU群の臨床域が期待値よりも有意に多く、HIではFU群の臨床域と境界域が期待値よりも有意に多いことが示された ( $p < 0.05$ )。効果量はいずれも小程度であった。

教師評定では、TDS・CP・HI・PP・PB ( $p < 0.01$ ) とES ( $p < 0.05$ ) に有意差が認められた。残差分析の結果、

表3 FU群と対照群のSDQ区分の比較

		全体		FU群		対照群		p value	効果量 (f)	
		N	%	N	%	N	%			
<b>保護者評定</b>										
TDS	正常域	281	64.45	96	52.17	-	185	73.41	<0.01 **	0.24
	境界域	71	16.28	34	18.48		37	14.68		
	臨床域	84	19.27	54	29.35	+	30	11.90		
ES	正常域	323	74.08	112	69.02		187	77.78	0.12	0.10
	境界域	51	11.70	34	13.59		43	10.32		
	臨床域	62	14.22	38	17.39		22	11.90		
CP	正常域	319	73.17	105	66.85	-	204	77.78	0.03 *	0.13
	境界域	58	13.30	41	15.22		24	11.90		
	臨床域	59	13.53	38	17.93	+	24	10.32		
HI	正常域	309	70.87	127	57.07	-	196	80.95	<0.01 **	0.26
	境界域	65	14.91	25	22.28	+	26	9.52		
	臨床域	62	14.22	32	20.65	+	30	9.52		
PP	正常域	277	63.53	123	57.61	-	196	67.86	0.03 *	0.13
	境界域	68	15.60	28	15.76		30	15.48		
	臨床域	91	20.87	33	26.63	+	26	16.67		
PB	正常域	299	68.58	106	60.87	-	171	74.21	<0.01 **	0.18
	境界域	77	17.66	29	18.48		39	17.06		
	臨床域	60	13.76	49	20.65	+	42	8.73		
<b>教師評定</b>										
TDS	正常域	324	74.31	96	52.17	-	228	90.48	<0.01 **	0.45
	境界域	58	13.30	40	21.74	+	18	7.14		
	臨床域	54	12.39	48	26.09	+	6	2.38		
ES	正常域	399	91.51	101	86.96	-	186	94.84	0.01 *	0.14
	境界域	24	5.50	39	8.70	+	49	3.17		
	臨床域	13	2.98	44	4.35		17	1.98		
CP	正常域	281	64.45	82	48.91	-	191	75.79	<0.01 **	0.29
	境界域	98	22.48	27	29.35	+	21	17.46		
	臨床域	57	13.07	75	21.74	+	40	6.75		
HI	正常域	273	62.61	160	44.57	-	239	75.79	<0.01 **	0.32
	境界域	48	11.01	16	14.67	+	8	8.33		
	臨床域	115	26.38	8	40.76	+	5	15.87		
PP	正常域	356	81.70	90	68.50	-	191	91.30	<0.01 **	0.29
	境界域	30	6.90	54	10.90	+	44	4.00		
	臨床域	50	11.50	40	20.70	+	17	4.80		
PB	正常域	287	65.83	126	54.89	-	230	73.81	<0.01 **	0.26
	境界域	88	20.18	20	21.20		10	19.44		
	臨床域	61	13.99	38	23.91	+	12	6.75		

+ 期待値よりも多い, - 期待値よりも少ない, \* p<0.05, \*\* p<0.01

※ TDS: 総合的な困難さ, ES: 情緒の問題, CP: 行為の問題, HI: 多動/不注意, PP: 仲間関係の問題, PB: 向社会行動の強さ

TDS・CP・HI・PPではFU群の臨床域と境界域が、PBではFU群の臨床域が、ESではFU群の境界域が期待値よりも有意に多いことが示された ( $p<0.05$ )。効果量は、TDS・HIが中程度、その他4つの下位尺度が小程度の効果量であった。

#### IV 考察

##### 1. A町の5歳児健診に参加した子どもの傾向

A町の5歳児健診における平均SDQ得点は、飯田他(2013)が報告した保護者評定 (e.g. TDS 男児  $7.94 \pm 4.78$ , 女児  $6.98 \pm 4.50$ ) および教師評定 (e.g. TDS 男児  $7.48 \pm 5.81$ , 女児  $4.69 \pm 4.39$ ) の数値より高い傾向にあった。またSDQ区分では、保護者評定のTDSにおいて「臨床域」となった子どもが全体の約20%に該当する結果となった。SDQの「臨床域」は得点の上位10%(PBは下位10%)が、次の10%が「境界域」、残りの80%が「正常域」に該当するように設定されている (Goodman, 1997; 飯田他, 2013)。このことを踏まえると、A町の5歳児は同年代の他児よりも家庭で情緒や行動上の問題を抱える子どもの割合が高いと推察される。

FU群に該当した子どもは全体の42% (184名/436名) にあたり、先行研究 (小枝, 2007; 和田他, 2016) の健診で報告されている支援を要する子どもの割合 (10%前後) よりも高い傾向にあった。他の健診 (小枝, 2007; 和田他, 2016) では発達上の障害を有する子どもを抽出しているのに対し、A町の5歳児健診では診断の有無にかかわらず、家庭内や園における課題、適応の困難さ、小学校進学後の適応に課題を抱える可能性がある子どもを「支援を要する子ども」として抽出している。支援の定義を精神医学的な診断よりも広義に定めたために先行研究よりもFU群の割合が高くなったと考えられる。ただし、神尾他 (2013) は自閉症スペクトラム障害 (Autism Spectrum Disorders: ASD) の症状が顕在化せずに未診断・未治療のまま経過した後に精神医学的な問題を抱える割合が一定数いることを報告した。このことから、発達障害の診断がついていない場合でも部分的に発達特性を有している子どもも存在すると考えられ、その子どもの将来の精神医学的な問題を防ぐためにも「支援を要する子ども」を広義の意味で捉えて見出し、

支援に繋げていく意義も大きいと考えられる。

##### 2. 5歳児健診で支援を要すると判断された子どもの特徴

FU群と対照群との結果から、保護者評定と教師評定で一部結果は異なるものの、FU群は家庭と幼稚園のどちらにおいても全般的に行動上の問題を抱えていることが示唆された。このことから、A町の5歳児健診において相談員と担任・管理職 (園長・教頭) が支援を要すると判断した子どもの生活上の困り感や適応の困難さをSDQによって適切にアセスメントできていると考えられる。この結果は、野村・小野 (2021) が2018年度の5歳児健診を分析した結果と概ね一致している。先行研究 (野村・小野, 2021) では、SDQ区分の比較においてTDS・HI・PBのみ顕著な差がみられたと報告しているが、本研究結果では全ての項目で顕著な差が認められた。つまり、単年のみの検討ではとらえられなかったA町の全体的な傾向が、複数年を突合したことによって見出すことができたと推察される。

FU群に該当した子どもに対しては、全般的な情緒面や行動面での支援を講じていく必要がある。さらに、FU群のなかには発達上の問題を抱えている可能性がある子どもも含まれていると考えられるため、医療機関などの専門機関で精査を受け、5歳児健診だけでは得られない情報を収集して、その子の発達を詳細に評価する必要がある。また、子ども一人ひとりの問題についてはSDQの結果などを用いて整理し、個別に支援計画を立てて子ども本人やその周辺環境に介入することが望ましい。

##### 3. 本研究の限界と今後の課題

本研究は複数年の5歳児健診の結果を用いているが、対象は特定の地域に限られているため、本結果の一般化については慎重を要する。そのため、複数の地域で共通の手法で5歳児健診を実施して、それらを突合して検討をおこなう必要がある。また、この5歳児健診を担う保健師には定期的な部署異動があるため、長期的にその役割を担うことは困難である。さらに、現状ではFU群の選定基準が曖昧であり、健診の精度を維持するためにはその基準を定める必要がある。先行研究 (野村・小野, 2022) でも、この点についての検討はおこなっている

が未だ明確な選定基準を設けることができておらず、引き続き検討を重ねる必要がある。最後に、この5歳児健診は幼稚園と小学校の連携を円滑にする幼少連携も目的の一つとなっている。支援を要すると判断された子どもには、年長クラスの年度末に担任にSDQを用いた評価を再度依頼し、その結果を小学校に申し送り、幼少連携を図っている。しかし、小学校進学後の学校適応については検討ができておらず、今後の課題となっている。

## 謝辞

本研究をおこなうにあたり、事前の準備と健診の行動観察当日の進行を務めていただいた幼稚園の担任とその他先生方、アンケートにご協力いただいた保護者の方々、そして5歳児健診の運営にあたっていただいたA町の保健福祉センターの職員の皆様に深く感謝申し上げます。

## V 引用文献

- Engel, G. L. (1977). The need for a new medical model: a challenge for biomedicine. *Science*, 196(4286), 129-136.
- 神尾陽子・森脇愛子・武井麗子・稲田尚子・井口英子・高橋秀俊・中鉢貴行 (2013). 未診断自閉症スペクトラム児者の精神医学的問題. *精神神経学雑誌*, 115(6), 601-606.
- 小枝達也 (2006). 軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアル. 平成18年度厚生労働省科学研究「軽度発達障害児の発見と対応システムおよびそのマニュアル開発に関する研究」, <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken07/> (2023年1月6日確認)
- 小枝達也・関あゆみ・前垣義弘 (2007). ちょっと気になる子どもたちへの理解と支援—5歳児健診の取り組み. *LD研究*, 16, 265-272.
- 国立成育医療センター (2018). 乳幼児健診事業実践ガイド. 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「乳幼児健診のための「保健指導マニュアル(仮称)」及び「身体診察マニュアル(仮称)」作成に関する調査研究」, [https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro\\_jigyoguide.pdf](https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyoguide.pdf) (2023年1月6日

確認)

- Goodman, R. (1997). The Strengths and Difficulties Questionnaire: A Research Note. *Journal of child psychology and psychiatry*, 38 (5), 581-586.
- 飯田悠佳子・森脇愛子・小松佐穂子・神尾陽子 (2014). わが国の就学前幼児(4-5歳)における保護者及び担任評定にもとづく Strength and Difficulties Questionnaire の標準化. 平成25年度厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業 精神障害分野「就学前後の児童における発達障害の有病率とその発達的变化: 地域ベースの横断的および縦断的研究(研究代表者: 神尾陽子)」総括・分担研究報告書, 33-41.
- Moriwaki, A., & Kamio, Y. (2014). Normative data and psychometric properties of the strengths and difficulties questionnaire among Japanese school-aged children. *Child and adolescent psychiatry and mental health*, 8(1), 1-12.
- 野村昂樹・小野舟瑛 (2021). A町における5歳児健診の有効性に関する検討. 第125回日本小児精神神経学会プログラム・抄録集, 50.
- 野村昂樹・小野舟瑛 (2022). A町の5歳児健診におけるSDQの活用. 第127回日本小児精神神経学会プログラム・抄録集, 52.
- 小野舟瑛・野村昂樹 (2022). 年中から年長にかけての子どもの問題行動の推移: 5歳児健診でフォローアップとなった児を対象とした検討. 日本心理学会大会発表論文集日本心理学会第86回大会, 3EV-024-PD.
- 齋藤彩・神尾陽子 (2020). 第5章健康診断の活用 子どものメンタルヘルスを図る: SDQ (Strength and Difficulties Questionnaire: 子どもの強さと困難さアンケート). *心の健康発達・成長支援マニュアル(こころの健康教室サニタ)*, [https://sanita-mentale.jp/pdf/support-manual/20200219\\_26\\_support-manual-5.pdf](https://sanita-mentale.jp/pdf/support-manual/20200219_26_support-manual-5.pdf). (2023年1月6日確認)
- 植松勝子 (2016). 年少児(3歳児クラス)を対象にした4歳児発達相談における「SDQ」の活用の検討. *小児保健研究*, 75(1), 92-99.
- 梅木和宣 (2018). 乳幼児健康診査制度の変遷と健康診

査情報の利活用について．小児保健研究，77(6)，488-496.

和田健嗣・松坂哲應・菊池泰樹・徳永瑛子・岩永竜一郎 (2016). 5 歳児健診における発達障害児の早期発見法に保育者への Strength and Difficulties Questionnaire (SDQ) を取り入れた場合の有効性に関する研究．日本発達系作業療法学会誌，4(1)，49-57.

令和 5 年 1 月 12 日受付　令和 5 年 2 月 6 日受理

研究紀要編集委員会

委員長 梅宮れいか (図書館情報センター館長、大学院心理学研究科教授)

委員 沢 良子 (副学長、福祉学部教授)

委員 田辺 稔 (福祉学部長、福祉学部教授)

委員 渡辺博志 (福祉学部教授)

委員 杉山雅彦 (福祉学部教授)

事務担当 善方和美 (図書館情報センター業務課 主事)

## 研究紀要編集及び発行に関する規程

### (目的)

- 第1条 この規程は、業務組織規程第19条〔予算、管理、サービス、その他に関すること〕第27号に定める「研究紀要の編集、発行に関すること」に基づき、本大学「研究紀要」の編集及び発行について定める。
- 2 研究紀要の発行は、福島学院大学（短期大学部を含む）教職員の研究成果を社会に公表することを目的とする。

### (掲載論文の種類)

第2条 本研究紀要には、次の種類の論文を掲載する。

- ①学術論文
- ②研究ノート
- ③短報
- ④制作報告
- ⑤編集委員会が依頼した研究論文

### (投稿を受け付ける対象者)

第3条 本研究紀要に投稿できる者は次のとおりとする。

- ①本学教員（名誉教授を含む）
- ②本学職員
- ③本学客員・特任及び非常勤教員
- ④図書館情報センター館長（研究紀要編集委員長）が本学関係者で特に必要と認めたる者
- ⑤地域社会で研究活動を行っている者で図書館情報センター館長が認めたる者

### (投稿の権利)

第4条 本規程第3条の者は以下の分野の投稿の権利を持つ。

1. 教員は、教員独自の研究テーマや、教員の担当授業、または将来的に担当する予定の授業科目にかかわる分野。
2. 職員（副手を含む）は、担当業務にかかわる分野。
- 2 本研究紀要へ投稿する学術論文、研究ノート、短報は未公表であるものに限る。なお、制作報告は、発表場所を明らかにすること。

### (投稿者の責任)

第5条 本研究紀要への投稿者は次の責任を負う。

1. 投稿論文は、自ら執筆し、論文の内容について自ら責任を負う。
2. 投稿論文は、研究倫理を順守していること。
3. 投稿論文は、利益相反への適切な対応がなされていること。

### (発行の回数・方法及び掲載の期限)

- 第6条 本研究紀要は、年度内2回発行を原則とする。
- 2 発行の方法は、本学のホームページへの掲載によって行う。
  - 3 第2項に定めるホームページ上の掲載は5年とし、経過したものは削除する。
  - 4 発行した研究紀要のPDFデータは永久保存版として、図書館情報センター宮代図書館が保管する。

### (編集責任者及び事務担当)

第7条 本研究紀要の編集責任者は図書館情報センター館長（編集委員長）とし、業務は図書館情報センター業務課が担当する。

### (投稿の申込)

第8条 投稿は、指定された期日（概ね1箇月前）までに、「投稿申込書」を図書館情報センター業務課窓口（宮代図書館）に提出すること。

### (投稿者の原稿)

第9条 投稿にあたっては「投稿の手引き」を順守すること。

### (論文原稿の提出)

- 第10条 投稿原稿は、締め切り期限までに図書館情報センター業務課（宮代図書館）へ提出すること。
- 2 原稿の提出は、USBメモリーやCD-R等の電子媒体とし、出力した紙媒体の原稿も添えること。

### (採否の決定)

- 第11条 提出された原稿の研究紀要掲載の採否は、研究紀要編集委員会の審査（関連分野教員の査読を含む）により決定する。
- 2 査読者は、研究紀要編集委員会で最適な学内者を決定し、依頼する。
    1. 査読者は、自らが査読している内容について口外してはならない。
    2. 査読者は必要に応じて、執筆者と論文内容について、紀要編集委員会を介して応答を行う。
  - 3 査読者の意見を踏まえ、紀要編集委員会で検討し、委員長（編集長）が掲載の可否を決定する。
  - 4 審査時、掲載論文の種類に関しても決定する。
  - 5 研究紀要編集委員会は必要に応じて原稿内容の修正を求める。

### 附則

1. この規程は令和3年1月1日から施行する。
2. この規程の所管は図書館情報センター業務課とする。
3. この規程の改廃は、図書館情報センター運営委員会の議を経て行う。



# 福島学院大学研究紀要

## 第64集

令和5年3月20日 発行

発行者 福島学院大学 研究紀要編集委員会  
〒960-0181 福島県福島市宮代乳児池1-1  
電話 024-553-3221

編集 梅宮れいか（編集委員長）  
編集補助 善方和美（図書館情報センター主事）  
PDF 作製 図書館情報センター

# Summary Study Report

## CONTENTS

### ■ Articles

The grief portrayed in “*Anata e*” (*Dear My Better Half*), the Japanese film seeking to re-encounter the departed

---

—————Tsutomu Watanabe 4

Current situation and reform proposals for official documents management in all 59 municipalities in Fukushima Prefecture

- To make use of the records of the Great East Japan Earthquake and the accident which occurred at the Tokyo Electric Power Company’s Fukushima Daiichi Nuclear Power Station as lessons for the future -

---

—————Shinji Yasuda 14

### ■ Research notes

Efforts for health examination for five-year-old children using SDQ.

---

—————Shuei Ono, Takaki Nomura 28

### ■ Regulations ————— 37

Fukushima College Summary Study Report Editorial Committee  
Chief Editor ; Reika Umemiya(Executive Director / Graduate School Professor)

1-1 Chigoike,Miyashiro,Fukushima City, Fukushima 9600181 Japan